

人生 100 年時代における私的年金制度と 金融所得税制のあり方

2020年3月

金融調査研究会

目 次

I. はじめに	1
II. わが国の私的年金制度・金融所得税制を取り巻く環境と課題	3
1. 少子高齢化・長寿化等に伴う構造変化が私的年金制度と金融所得税制に与える影響	3
(1) わが国における少子高齢化および長寿化の進展	3
(2) 公的年金の状況の悪化	5
(3) 家計金融資産の推移	7
(4) 資産形成を巡る環境	10
(5) 働き方の多様化	10
2. わが国における私的年金制度と金融所得税制の課題	15
(1) 私的年金制度	15
(2) 金融所得税制	20
(3) 政策課題（目的）と現行制度の齟齬	24
III. 諸外国における私的年金制度および金融所得税制	25
1. アメリカ	25
2. イギリス	27
3. カナダ	30
4. オーストラリア	32
5. ドイツ	34
IV. 提言	37

1. はじめに

金融調査研究会*

近時、確定拠出年金をはじめとする私的年金制度や少額非課税投資制度(NISA)に注目が集まっており、各所で活発な議論が行われている。その背景には、わが国における種々の構造変化がある。

1点目は、少子高齢化である。わが国の総人口は、2008年をピークに徐々に減少する一方、高齢者人口は増加し続けている。これに伴い、年金の受給者が増加する一方で、年金保険料の支払者が減少することで、公的年金の所得代替率の低下が懸念されている。2019年8月に政府は、将来の公的年金の財政見通し(財政検証)を公表した。財政検証によると、経済成長が最も進むシナリオの場合でも、2046年度の所得代替率は51.9%程度と、現在の所得代替率(2019年度、61.7%)から10%ポイント程度低下するとされている。

2点目は、長寿化の進展である。いわゆる、「人生100年時代」が到来する中、老後の期間は長期化することとなり、これまで以上に資産寿命の延伸や、心身の衰えを見据えたマネープラン等を個々人が検討する必要性が生じている。

3点目は、企業年金制度の変化である。バブル崩壊以降、積立金の運用環境の悪化や、退職給付会計基準の導入、適格退職年金制度の廃止等を受けて、企業年金制度や退職一時金制度を実施する企業数は中小企業を中心に減少してきており、退職金による老後資金の確保という考え方は、一般的でなくなりつつある。

4点目は、働き方の多様化である。バブル崩壊以降、雇用環境が悪化し、いわゆる非正規雇用の比率が上昇した。その結果、現在では、労働者の約4割が非正規雇用となっている。加えて、転職が一般化したり、企業と雇用契約を結ばないフリーランスといった働き方が増加するなど、終身雇用を前提としない働き方が一般化しつつある。こうした労働者は、勤続年数に比例して受給額が増加する退職金制度の場合、受け取る退職一時金や年金が低水準となる可能性がある。

こうした構造変化を踏まえたうえで、老後をより豊かに過ごすことを可能とするためには、公的年金に加え、私的年金制度(iDeCo等)や金融所得に関する少額非課税優遇措置(NISA)を活用した資産形成の重要性が増してくる。しかし、わが国の私的年金制度は、これまでの種々の改正の結果、複雑かつ歪

* 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年2月に全国銀行協会内に設置された研究機関であり、本研究会の提言は、全国銀行協会の意見を表明するものではない。

な構造となっており、働き方によって差が生じている。また、金融所得に関する少額非課税優遇措置である各種NISA制度は時限措置であり、長期・安定的な資産形成制度となっていない。

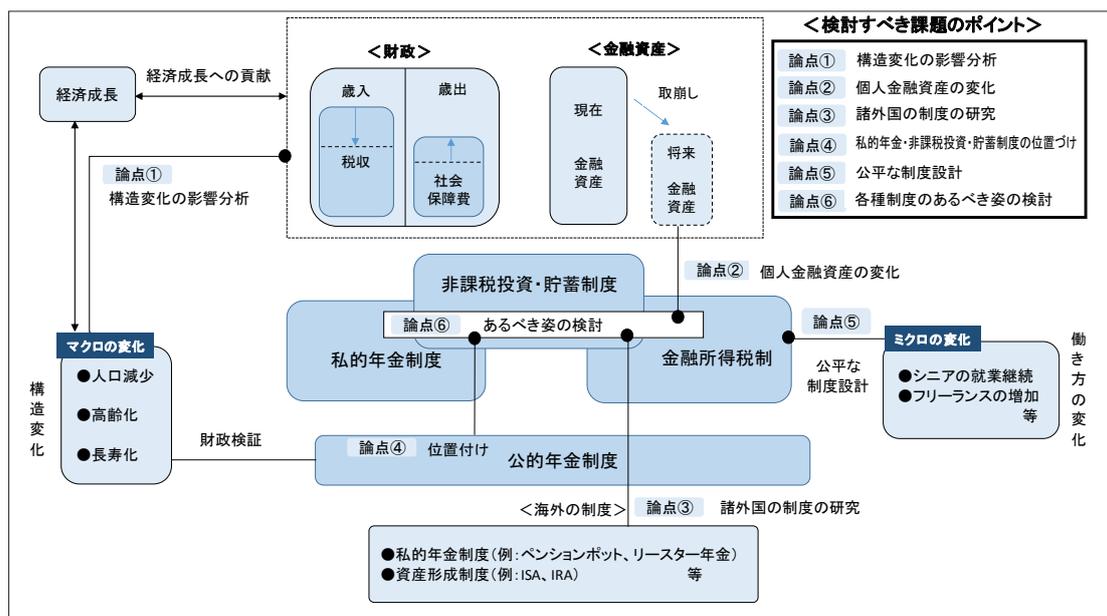
以上の課題は広く認識されているものの、わが国の私的年金制度および金融所得税制のあるべき姿について、全体を俯瞰した議論が十分なされているとは言い難い。そのため、わが国における構造変化に対応すべく、諸外国の制度も踏まえながら、制度全体のあるべき姿について、検討を行う必要があると考えられる。

本研究会は、上記のような問題意識から、「人生100年時代における私的年金制度と金融所得税制のあり方」をテーマに研究を進め、今般、提言を取りまとめた。

本稿は、最初に少子高齢化・長寿化および働き方の多様化等に伴う構造変化が私的年金制度や金融所得税制に与える影響を確認したうえで、わが国における私的年金制度および金融所得税制の課題を掲げている。次に、諸外国における私的年金制度および金融所得税制の近時の動向を確認したうえで、日本における私的年金制度および金融所得税制のあるべき姿について提言を行っている。本提言が、関係各方面における議論の活性化に多少とも資すれば幸いである。

なお、本稿は、2020年1月末時点で得られた情報をもとに作成している。

図表1：私的年金制度および金融所得税制に係る課題の全体像



II. わが国の私的年金制度・金融所得税制を取り巻く環境と課題

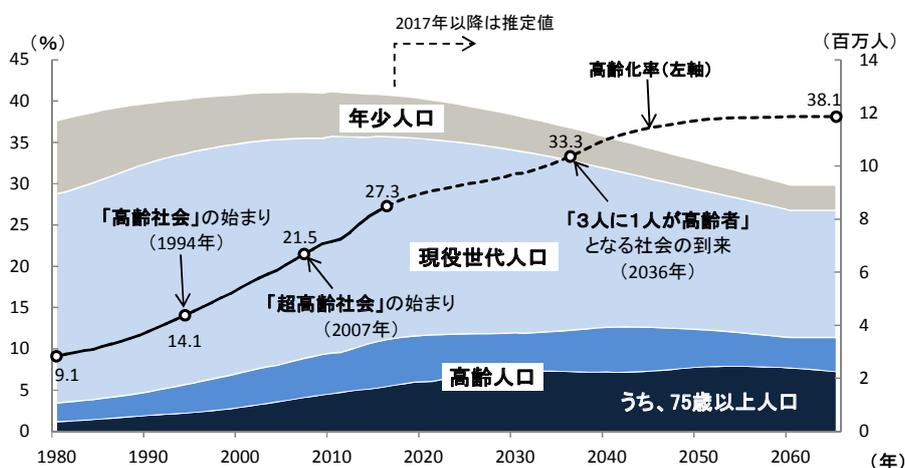
1. 少子高齢化・長寿化等に伴う構造変化が私的年金制度と金融所得税制に与える影響

(1) わが国における少子高齢化および長寿化の進展

①少子高齢化の進展

わが国では、少子高齢化が急速に進展している。総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、2050年には、標準的な見通し（出生中位・死亡中位）で1億1,920万人まで減少することが見込まれる¹。また、わが国における高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、2007年に21%を上回り、いわゆる「超高齢社会」²となっており、2036年には高齢化率は33.3%と、国民の3人に1人以上が高齢者となる社会が到来するとされている。年代別にみると、年少人口（0～14歳）は、1980年代初めの2,760万人をピークに減少が続いており、2065年には951万人まで減少すると推計されている。また、現役世代人口（15～64歳）も1995年をピークに減少が続き、2065年には4,793万人まで減少する見込みである。一方で、65歳以上の高齢者人口は2042年まで増加が続き、3,935万人まで増加すると推計されている。

図表2：わが国の人口および高齢化率の推移³



	1980年	2016年	2036年	2065年
総人口	11,706 万人	12,684 万人	11,438 万人	9,284 万人
年少人口 (0～14歳)	2,752 万人	1,577 万人	1,234 万人	951 万人
現役世代人口 (15～64歳)	7,888 万人	7,648 万人	6,395 万人	4,793 万人
高齢者人口 (65歳以上)	1,065 万人	3,459 万人	3,808 万人	3,540 万人
高齢化率 (※)	9.1%	27.3%	33.3%	38.1%

(※) 総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

(出所) 総務省「人口推計」および国立社会保障・人口問題研究所（2017）をもとに作成

¹ 国立社会保障・人口問題研究所（2017）

² 世界保健機関（WHO）や国連は、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義している。

³ 「人口推計」は各年10月1日時点のデータを使用。「日本の将来推計人口」は、出生中位（死亡中位）推計を使用。

このうち、75歳以上の人口は、2016年の1,690万人から増加し、2017年以降、高齢者人口の半数以上を占める状態が続くと見込まれている(図表2)。

②長寿化の進展

わが国では、人口全体の高齢化に加え、長寿化も進展している。男女別の平均寿命をみれば、1965年時点の男性67.7年、女性72.9年から、男性は13.3年、女性は14.3年伸び、2016年には、男性81.0年、女性87.1年に達している⁴。今後も平均寿命は延伸することが見込まれ、2065年には男性は85.0年、女性は91.4年となるとされている⁵。

また、65歳を迎えた者が特定の年齢まで生存する確率をみると、2015年時点で65歳となる人は、男性では35%、女性では60%が、90歳まで生存すると見込まれている。また、1990年生まれ(2055年に65歳)の人は、男性で44%、女性では69%が90歳まで生存する見込みである⁶。

③社会保障費の増大

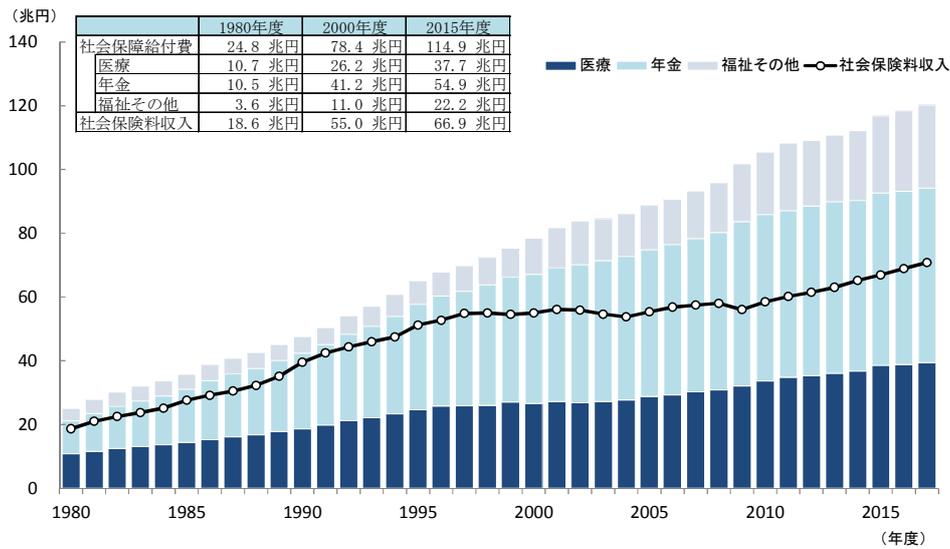
少子高齢化および長寿化が進展するなか、年金、医療、介護費用が増加し、わが国の社会保障給付費は右肩上がりで増加している。2000年度から2017年度にかけて、社会保険料収入は55.0兆円から70.8兆円と、15.8兆円の増加に留まる一方、社会保障給付費は78.4兆円から120.2兆円と、41.8兆円増加しており、収支不足は2000年度から2倍以上に拡大している。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本版死亡データベース」。

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の標準的な将来生命表(死亡中位)。

⁶ 厚生労働省「完全生命表」、「簡易生命表」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」。

図表3：社会保険料収入および社会保障給付費の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」をもとに作成

また、財務省「一般会計歳入歳出決算」によると、1990年度の一般会計における歳出予算総額（69.7兆円）に占める社会保障関係費（11.5兆円）の割合は16.5%であったが、2017年度の一般会計における歳出予算総額（98.1兆円）に占める社会保障関係費（33.1兆円）の割合は33.7%まで上昇している。

(2) 公的年金の状況の悪化

2019年8月28日に厚生労働省は、5年に1度の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019(令和元)年財政検証結果—」（以下、2019年財政検証）を公表した。

2019年財政検証の結果をみると、2019年の年金給付水準について、所得代替率⁷は61.7%（基礎年金部分：36.4%、報酬比例部分：25.3%）となっている⁸。今後の見通しについては、2029年以降の長期の経済前提として、6つのケースが示されている。「経済成長と労働参加が進むケース」（ケースⅠ～ケースⅢ）では、将来にわたり所得代替率を50%以上に維持できる見通しとなっている（図表4）。ただし、最も経済成長と労働参加が進むとされるケースⅠ（経済成長率0.9%）の場合でも、2046年度まで基礎年金部分のマクロ経済スライドによる給付水準の調整が行われ、

⁷ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって算出される。なお、想定されている標準的な年金給付水準は、夫が40年間平均的賃金の会社員、妻が40年間専業主婦である世帯が受け取る年金であることから、夫婦2人の基礎年金部分および夫の厚生年金（報酬比例部分）の合計となる。

⁸ (所得代替率) = (夫婦2人の基礎年金+夫の厚生年金)/現役男子の平均手取り収入額
 61.7% = 13.0万円 + 9.0万円 / 35.7万円

2046年度の標準的な厚生年金の所得代替率は51.9%（基礎年金部分：26.7%、報酬比例部分：25.3%）と、所得代替率は現在の水準から10%ポイント程度低下する結果となっている。

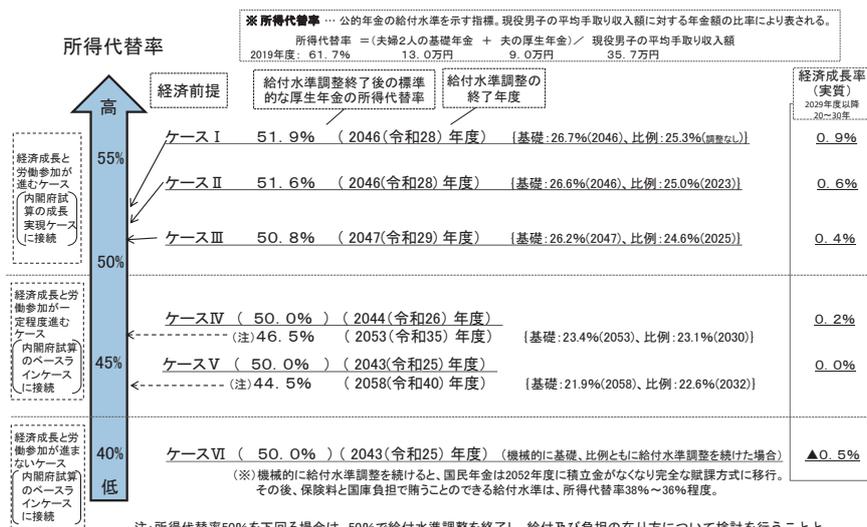
一方で、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」（ケースⅣ、ケースⅤ）、および、「経済成長と労働参加が進まないケース」（ケースⅥ）では、機械的に給付水準調整を続けると、所得代替率が50%を下回る結果となっている。具体的には、ケースⅣおよびケースⅤでは、給付水準調整の終了後の最終的な所得代替率はそれぞれ46.5%（基礎年金部分：23.4%、報酬比例部分：23.1%）、44.5%（基礎年金部分：21.9%、報酬比例部分：22.6%）となり、ケースⅥでは機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金が枯渇し、完全賦課方式に移行することになる。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率で見ると、36%～38%になるとされている⁹。

今後、医療保険料および介護保険料が増加していくことを考えると、これらの費用を控除した後の手取りベースの年金額は、より厳しい状況になることが想定される。

また、上記のとおり、所得代替率の低下は、基礎年金部分の低下が大部分を占めていることから、低所得者層に与える影響が大きいと考えられる。

図表4：2019年財政検証結果

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（2019（令和元）年財政検証）
 — 幅広い複数ケースの経済前提における見通し（人口の前提：出生中位、死亡中位） —



(出所) 厚生労働省 (2019b)

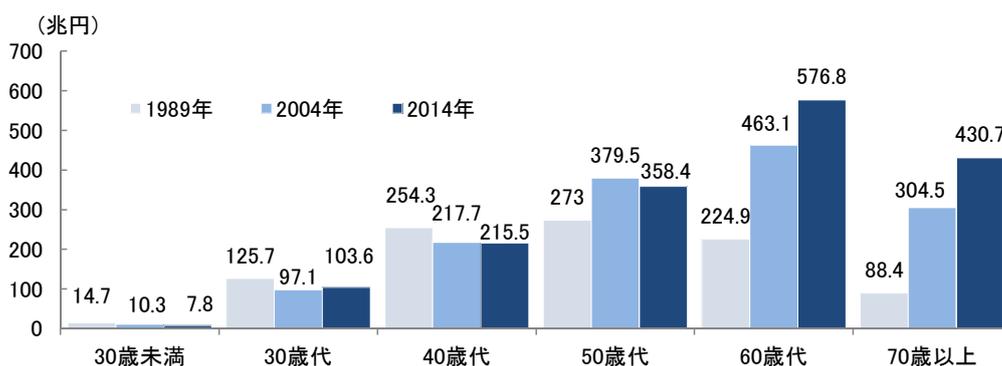
⁹ なお、2020年に公的年金制度の改正が予定されている。主な内容は、①厚生年金の適用範囲の拡大、②在職老齢年金（減額）の緩和、③受給開始時期の上限の引上げ等である。これに伴い、2019年財政検証における所得代替率の結果にも影響があり、例えばケースⅢの場合、①によって所得代替率は+0.3%（基礎年金部分+0.4%、比例▲0.0%）、②によって▲0.1%未満（報酬比例部分のみ）となる結果、2019年度の財政検証結果から+0.2%（基礎年金部分+0.4%、比例報酬部分▲0.1%）となるとされている。（厚生労働省（2019a））

(3) 家計金融資産の推移

①日本の年代別金融資産額

政府税制調査会（2015a）によれば、金融資産の保有総額は、高齢者で増加する一方、若年層は横ばいから微減で推移している（図表5）。2014年時点で60歳以上の保有額は1,000兆円を上回っており、金融資産全体に占める割合は1989年の約32%から2014年の約60%まで上昇するなど、高齢者への金融資産の偏在が進んでいることが示唆される。

図表5：年代別金融資産保有総額



(出所) 政府税制調査会（2015a）をもとに作成

もっとも、わが国では高齢化が急速に進んでいることから、高齢者の人口（世帯）自体が増加しているという、人口動態の変化も加味する必要がある。そこで、総務省の全国消費実態調査結果により1世帯当たり、あるいは世帯人員1人当たりの貯蓄現在高をみると（図表6）、現在利用できる最新の調査結果である2014年時点のデータでは、1世帯当たりの金融資産残高の差が最大になる30歳未満の世帯と60歳代の世帯の間では、約8.88倍の差が生じているほか、1人当たりの金融資産残高でも、その差は6.47倍になっている（図表6右欄）。これらはいずれも、2004年時点からはやや縮小しているものの、1989年時点では5倍程度だったことを踏まえると、高齢者世帯が増加していることを加味しても、上記世代間の家計資産残高の差が拡大しているといえる。

図表6：世帯主の年齢階級別貯蓄現在高（総世帯ベース）

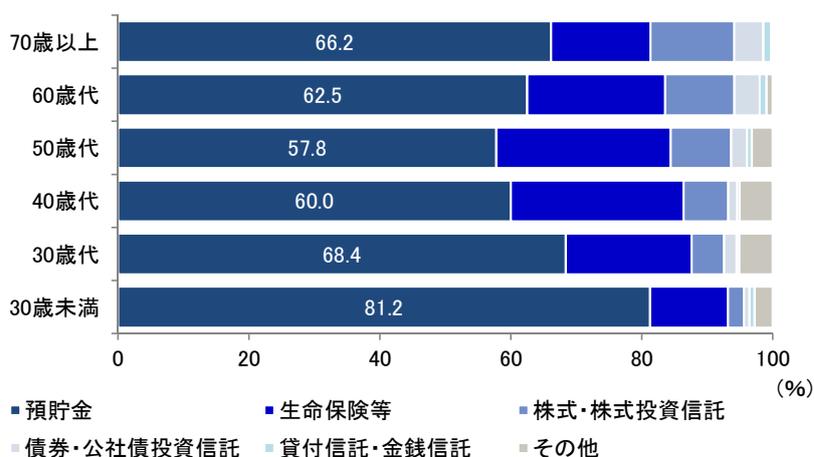
調査年	単位	A. 30歳未満	B. 30～39歳	C. 40～49歳	D. 50～59歳	E. 60～69歳	F. 70歳以上	(参考)E/A
1989年	1世帯当たり	3,481	6,054	9,495	13,266	17,587	19,082	5.05
	1人当たり	1,127	1,469	2,234	3,737	5,655	6,557	5.02
2004年	1世帯当たり	2,208	6,146	10,512	16,022	20,632	19,869	9.34
	1人当たり	1,355	2,164	3,074	5,450	9,049	10,857	6.68
2014年	1世帯当たり	2,243	5,780	9,147	15,510	19,914	18,237	8.88
	1人当たり	1,393	1,953	2,837	5,875	9,011	10,076	6.47

(出所) 総務省（1989, 2004, 2014）「平成元年全国消費実態調査結果」、「平成16年全国消費実態調査結果」、「平成26年全国消費実態調査結果」をもとに作成

②金融商品の種類別にみた家計金融資産構成

次に、年代別に保有する金融資産の内訳をみると、いずれの世代も預貯金が過半を占めており、特に30歳未満の世帯では8割以上が預貯金となっている（図表7）。最も預貯金の割合が低い50歳代でも保有資産の約58%が預貯金である。他方、株式・株式投資信託の割合は年齢層が上がるにつれて上昇している。なお、同じデータについて、1世帯当たりの保有金額ベースでみたものが図表8である。

図表7：年代別にみた金融商品保有額の種類別構成比（2014年）



（出所）総務省（2014）「平成26年全国消費実態調査結果」をもとに作成

図表8：1世帯当たり種類別金融商品保有額（2014年）（単位：千円）

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
預貯金	1,822	3,954	5,486	8,966	12,446	12,065
生命保険など	267	1,110	2,414	4,126	4,202	2,766
株式・株式投資信託	56	287	624	1,432	2,101	2,330
債券・公社債投資信託	18	111	126	376	761	814
貸付信託・金銭信託	18	21	33	111	209	215
その他	62	298	463	499	194	48
合計	2,243	5,780	9,147	15,510	19,914	18,237

（出所）総務省（2014）「平成26年全国消費実態調査結果」

このように高齢者世帯に家計金融資産が偏在していることに加え、高齢者世帯ほど株式・株式投資信託等のリスク性資産で運用を行っている状況にある。高齢化に伴い認知機能が低下した者が増加し、将来的な認知症有病者数の上昇が見込まれること等に鑑みると、今後もこのような傾向が続いた場合、運用の適切な判断が難しくなった高齢者が、多額の金融資産を高リスクの商品で運用することになりかねず、損失の発生に

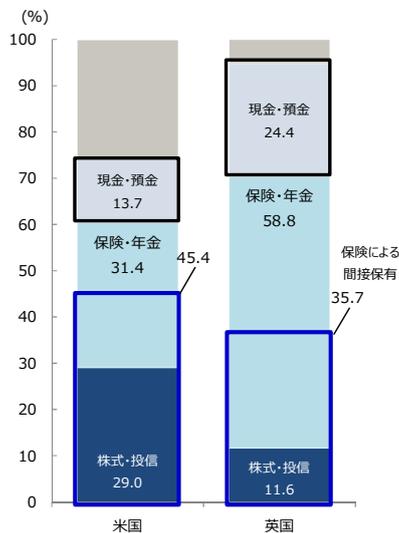
よる資産寿命の短期化が生じる懸念がある¹⁰。

③他国の家計資産の伸び率・ポートフォリオ

このような預貯金偏重とも呼ばれる日本の家計金融資産の構成に対して、米国および英国の家計金融資産の構成比をみると、預貯金は米国において13.7%、英国において24.4%を占めるに過ぎない。他方、株式や投資信託の保有比率が高く、保険による間接保有も含めると、米国においては45.4%、英国においては35.7%にのぼる（図表9）。

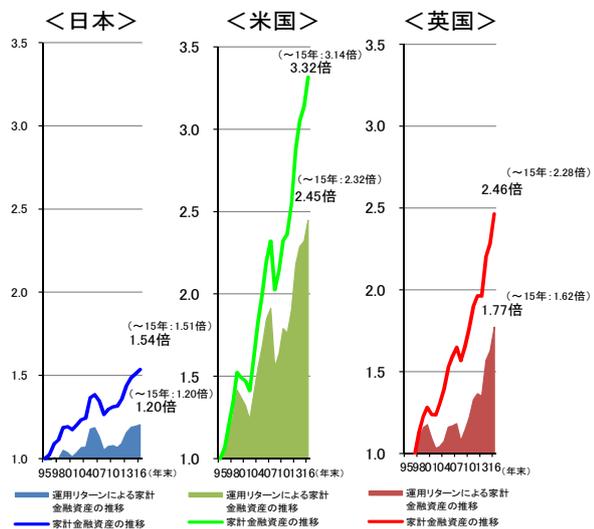
このようなポートフォリオの違いは、家計金融資産の増加のペースの差、特に運用のリターンの差に表れていると考えられる。1995年から2016年の21年間に於いて、日本の家計金融資産は1.2倍の増加に留まっており、米国の家計金融資産が同期間において2.45倍、英国では1997年から2016年の19年間に1.77倍に増加しているのに対して見劣りしている¹¹。さらに、金融資産の運用リターンに限ってみると、同じ期間において、日本の運用リターンが1.54倍（複利を考慮すると年利約2.1%）であるなか、米国は3.32倍（同約5.9%）、英国は2.46倍（約4.9%）であり、一層大きな差が認められる（図表10）。

図表9：米英の家計金融資産構成比



（出所）金融庁（2017）をもとに作成
（青線の囲み部分は2015年末時点の間接保有を含む株式・投信投資割合）

図表10：各国の家計金融資産の推移



（注）1995年=1（英国のみ1997年=1）とする。
（資料）日本銀行、FRB、BOEより、金融庁作成。

（出所）金融庁（2019a）

¹⁰ 厚生労働省（2015）によれば、2012年時点で462万人と推計されている認知症有病者数は、2025年には約700万人、2060年には約850万人にのぼると推計されている。また、日本認知症官民協議会（2019）によると、認知症患者の総資産は2017年で143兆円に上り、2040年には215兆円に上ることが想定されているとされ、「認知症を発症した高齢者でも適切に経済活動を続けられる社会環境整備がより重要になってきている」という指摘もある。

¹¹ 金融庁（2017）

昨今ではグローバルな資産運用が可能であることを踏まえると、上記の差については、日本の家計における資産形成において、運用する金融商品を見直すことによって縮小することが可能であると考えられ、今後の日本の家計の資産形成における改善の余地を示唆するものとも考えられる。

(4) 資産形成を巡る環境

前述のように、公的年金の給付水準の低下が見込まれるなか、より豊かな老後を送るためには、公的年金以外の自助努力による資産形成が重要であるが、わが国の個人金融資産は、米国・英国に比べ、伸び率が小さいという結果となっている。これは日本の個人金融資産の預金偏重という特徴に起因するといえる。預金は流動性が高く、元本が保証されるため安全性が高いものの、低金利環境下で得られる利子所得は少ない。

具体的な例を挙げると、1993年10月時点¹²では、定期預金金利（1,000万円以上）は平均2.32%であったが、直近2019年8月時点では、同金利は0.062%である。これらの金利で1,000万円を10年間定期預金に預けた場合を比較すると、金利2.32%であれば2,577,812円の利子収入が得られる。一方、金利0.062%の場合は、利子収入は62,168円と、得られる収入に約43倍もの差が生じることとなる。

また、株価の推移をみると、日経平均株価は、1989年12月に38,915円という史上最高値を記録して以降、バブル崩壊後長期にわたり下落傾向が続いており、30年以上にわたって史上最高値を更新できないでいる。

こうした環境下において、より高い収益を得るためには、一定のリスクテイクを検討する必要がある。

(5) 働き方の多様化

ここまで、個人金融資産の現状および資産形成を巡る金融環境の変化を概観してきたが、現役世代の家計所得の大部分を占めるのは就労による給与所得である。そこで、以下では、働き方の多様化および環境の変化に係る状況の整理を行う。

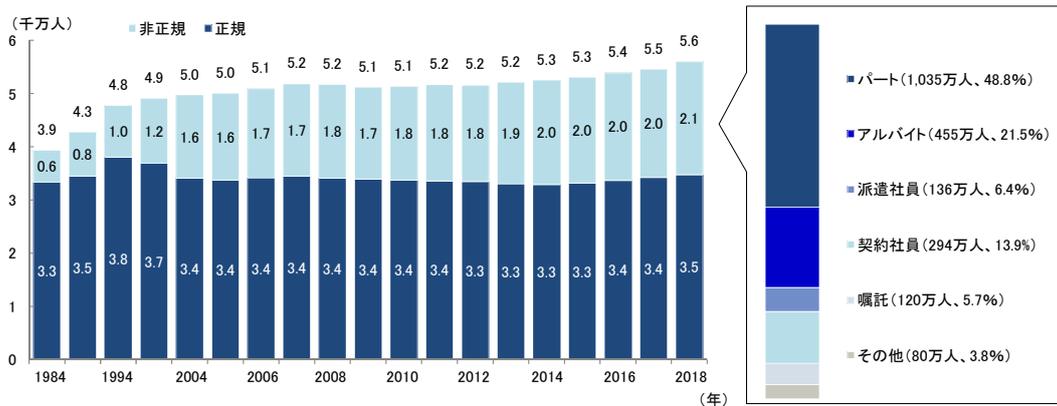
①非正規雇用労働者の増加

わが国では、高度経済成長期に、年功序列および終身雇用といういわ

¹² 日本銀行「預入期間別平均金利」の過去データのうち、最も古い時点のデータである1993年10月の金利を例示している。

ゆる「日本的雇用慣行」が確立された。これは、高い経済成長率を背景に、長期的な視点に立った人材育成、組織の一体感の醸成等の観点から確立されたものであり、育成した労働者の流出を防ぐ意味もあったとされる¹³。しかし、バブル崩壊に伴う景気悪化、企業の人件費抑制方針などを背景に、非正規雇用¹⁴と呼ばれる働き方が増加した。その後、非正規雇用比率は上昇が続いており、現在では雇用者の3人に1人以上(2017年平均37.9%)が非正規雇用となっている(図表11)。

図表11：正規雇用と非正規雇用労働者の推移



(出所) 厚生労働省 (2019c) をもとに作成

なお、非正規雇用が増加している理由としては、女性や高齢者の雇用の促進や、フリーランス等の柔軟な働き方を志向する労働者が増加しているためとの指摘もある。一方で、本来は正規雇用を希望しているにもかかわらず、期せずして非正規雇用で働いている者(不本意非正規雇用労働者)も一定数存在し、男性の非正規雇用のうち、20%(130万人)は不本意非正規雇用労働者であるという調査結果もある¹⁵。

また、非正規雇用労働者は、全般的に給与水準が低く、正社員と比較して所定内時給は3割以上低い水準となっている(図表12)¹⁶。

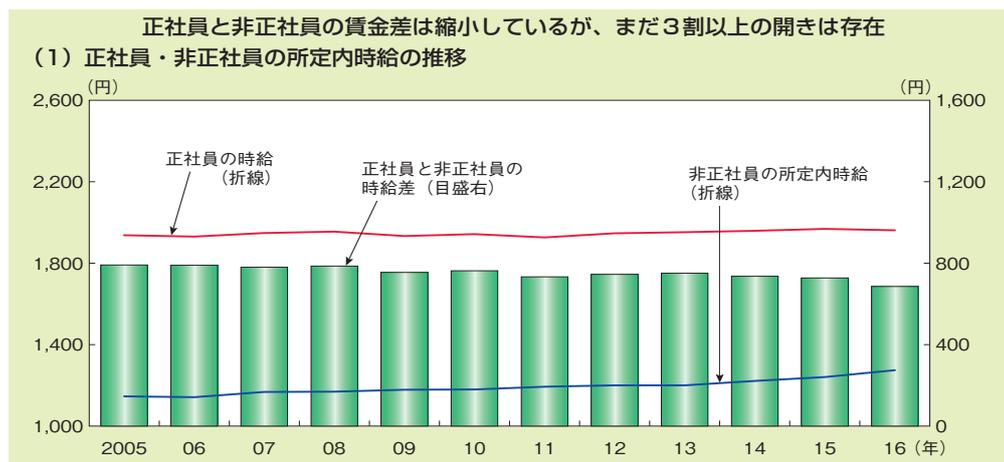
¹³ 厚生労働省 (2013)

¹⁴ 非正規雇用とは、パートやアルバイトのほか、派遣、請負など労務の提供先と直接の契約関係がなく、正規雇用者と比較しても賃金水準が低い働き方を指す。

¹⁵ 厚生労働省 (2018a)

¹⁶ 内閣府 (2017)

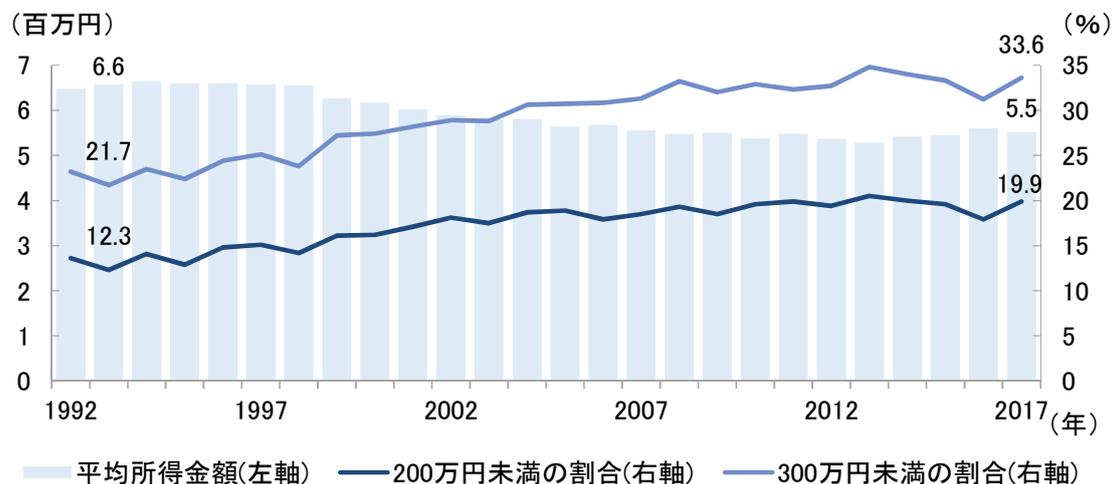
図表12：正社員・非正社員の総時給の推移



(出所) 内閣府 (2017)

非正規雇用の増加等に伴い、低所得者層が拡大する傾向にある（図表13）。1993年には、年収が200万円未満の世帯が全世界帯に占める割合は12.3%、300万円未満の世帯が占める割合は21.7%であったが、バブル崩壊後、平均所得金額が低下するとともに、低所得者層の割合が増加した結果、2017年には、年収が200万円未満の世帯が占める割合は全体の19.9%、同300万円未満の世帯が占める割合は、全体の33.6%となっている。

図表13：低所得者層の割合



(出所) 国民生活基礎調査をもとに作成

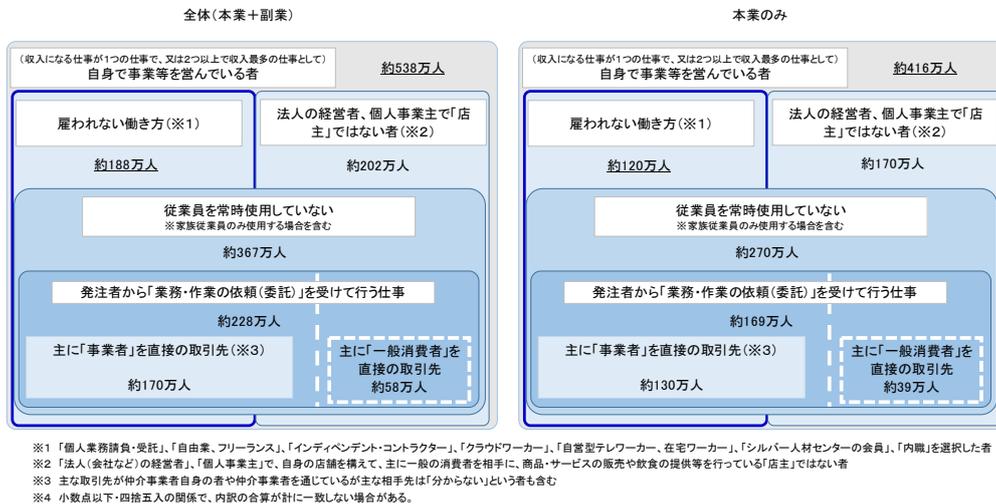
②フリーランス等の働き方の増加

また、企業と雇用契約を結ばない、いわゆるフリーランスなどと呼ばれるような働き方が増加している。現在、企業と雇用契約を結ばない働き方をしている者は本業と副業を合わせて約188万人、本業では約120

万人と推計されている¹⁷。

こうした労働者は、企業に属していないため、企業年金や、退職金制度を十分に利用できないと考えられる。

図表14：雇用類似の働き方の者に関する試算結果



(出所) 厚生労働省 (2019d) をもとに作成

③ 転職の一般化

職業キャリアの多様化に伴い、転職が一般化しつつある。内閣府のデータによれば¹⁸、1990年代以降の転職者数・転職率は、いずれも上昇傾向にある。1990年代前半の転職者数は250万人であり、ピーク時には346万人まで増加した。その後、リーマンショックにより一時的に転職者数は低下したものの、近時は再び増加している(図表15)。

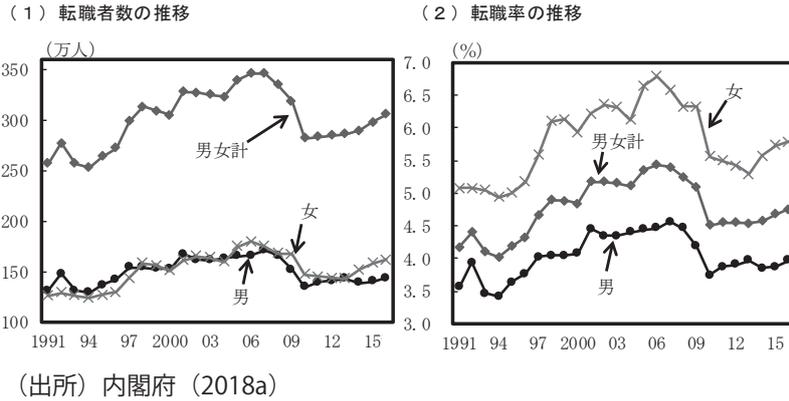
さらに年齢階級別に転職率のデータをみると¹⁹、男性の正規雇用のうち、一度も退職することなく1社で働いている者の割合は、30代で48%、40代で38%、50代で34%となっており、30代時点で過半数が転職を経験している。女性の場合、結婚や出産を機に職を離れるケースも依然として多いこと等から、1社で働き続ける者の割合はさらに低く、50代では9割以上が転職を経験している。

¹⁷ 厚生労働省 (2019d)

¹⁸ 内閣府 (2018a)

¹⁹ 同上

図表15：転職者数・転職率の推移

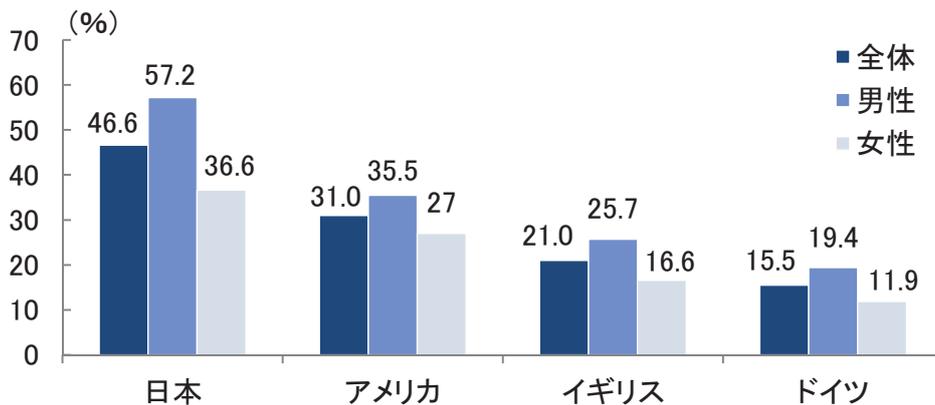


④ 高齢者就労の増加

わが国では、少子高齢化が進む中で、労働力不足への対応として、高齢者の活用が進んでいる。2012年に成立した高年齢者雇用安定法では、企業は、①65歳までの定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置を実施することが義務付けられた。また、2018年2月16日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る」ことが示されている。

2018年の日本の65歳～69歳の就業率をみると、男性が57.2%、女性が36.6%となっており、諸外国と比較しても高い数値になっている(図表16)。

図表16：高齢者（65歳～69歳）の就業率の国際比較²⁰



(出所) 総務省 (2018) および労働政策研究・研修機構 (2018) をもとに作成

政府が高齢者就労を積極的に推進している状況や、公的年金の現状等を踏まえると、高齢者の就業率の上昇傾向は今後も続いていくと考えら

²⁰ 日本は2018年、アメリカ、イギリスおよびドイツは2016年のデータ。

れる。この点は、社会保障に係る負担者の増加や給付の抑制、資産寿命の延伸につながる資産形成の充実に資するものと評価できる。

⑤退職金制度を廃止する企業の増加

一方、企業側の動きとして、退職金制度（退職一時金制度および退職年金制度）を廃止する企業が増加している。この背景としては、バブル崩壊以降の積立金の運用環境の悪化を受けて、制度の存続が困難となったことが指摘できる。2003年時点では、退職金制度がない企業は13.3%であったが、2018年の調査結果では、22.2%と、約2割の企業で退職金制度がないという結果となっている。また、同調査によると、退職金制度がない企業の割合は従業員が1,000人以上の会社では8.9%である一方、30人～99人の会社では25.4%となるなど、企業規模が小さくなるほど、退職金制度の導入割合が低下している²¹。

このように、日本においては働き方が多様化してきていることから、上記①から⑤の事実も踏まえ、私的年金制度および金融所得税制のあり方を検討する必要がある。

2. わが国における私的年金制度と金融所得税制の課題

(1) 私的年金制度

① 制度概要

1.のとおり、わが国では少子高齢化・長寿化等に伴い、様々な構造変化が生じている。

こうした環境の中で、より豊かな老後を過ごすことを可能とするための、国民の自助努力を促す仕組みとして、私的年金制度の重要性が増している。2018年6月15日に閣議決定された規制改革実施計画では、「私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る」²²として、私的年金の普及および拡大に向けた取組みが進められている。

こうした中で、現状の私的年金制度が、わが国の構造変化に対応できているのかを考察するため、私的年金制度の変遷および現行制度の内容

²¹ 厚生労働省（2018b）および厚生労働省（2019e）

²² 内閣府（2018b）

についてみていく。

まず、主な私的年金制度の変遷は図表17のとおりである。

図表17：主な私的年金制度の変遷

年	内容	概要
1952年	退職給与引当金制度の導入	要支給額の全額について無税での社内留保を認める制度。
1962年	適格退職年金制度の導入	企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、税制上の優遇措置を認める制度。中小企業でも簡便に設定ができるため広く普及。
1966年	厚生年金基金制度の導入	厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、企業独自の年金を上乗せする制度。
1991年	バブル崩壊	バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金や適格退職年金の積立不足が拡大。
2000年	退職給付新会計基準の導入	企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響が生じることとなり、厚生年金基金の代行返上を求める要望が高まる。
2001年	確定給付企業年金法の成立	確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度の創設。
	確定拠出年金法の成立	
	適格退職年金の10年後の廃止を決定	適格退職年金は積立義務や基準がないなど、受給権保護のための措置が不十分であったため、確定給付企業年金制度の創設に併せて、2011(平成23)年度末で適格退職年金の廃止を決定。
2012年	適格退職年金の廃止	
2013年	厚生年金保険法等改正	リーマンショックによる運用環境の悪化の中で、厚生年金基金の「代行割れ」(保有資産が代行部分に必要な積立水準にも満たない状況)が社会問題化。そのような背景のもと、本制度改正において、厚生年金基金の新設は認められず、5年間を時限とした特例解散制度の導入が決定。
2016年	確定拠出年金法等改正	主な改正内容は、個人型の加入可能範囲の拡大、ポータビリティの拡充等。
2020年(予定)	確定拠出年金法等改正	予定される主な改正内容は、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、受給開始時期等の選択肢の拡大、制度面・手続面の改善等。

(出所) 厚生労働省(2019f)をもとに作成

現在のわが国における私的年金制度の中心は、確定給付企業年金および確定拠出年金となっている(図表18)。

確定給付企業年金は、企業の退職給付制度の中で、早期退職や一時金支給等の企業のニーズに柔軟に対応できるよう設計された、適格退職年金(2012年廃止)や厚生年金基金(2013年新設停止)を継承する制度であり、加入期間などにもとづいてあらかじめ給付額が定められる。拠出は基本的に事業主が行い、年金資産は一括で運用され、運用リスクは企業が負う。加入可能要件は厚生年金被保険者とされており、退職等を事由とした支給開始要件(年齢)到達前の中途引出しが認められている。

一方、確定拠出年金は、少子高齢化や雇用の流動化等に対応するための新たな選択肢として、米国の401(k)プランを参考として2001年に導入された制度であり、拠出した掛金額と、その運用収益との合計額にもとづいて給付額が決定される。確定拠出年金には、個人型確定拠出年金(iDeCo)および企業型確定拠出年金(企業型DC)の2種類があるが、加入可能年齢は、iDeCoの場合は60歳まで、企業型DCの場合は、企業の規約によって60歳から65歳までとなっている(なお、後述のとおり、2020年に加入可能年齢の引上げが実施される予定)。また、個人型・企業型ともに中途脱退は原則として認められておらず、例外的に認

められる場合も、極めて厳格な要件が適用される。

企業型DCは、企業が毎月掛金を拠出し、加入者（従業員）があらかじめ用意された定期預金・保険・投資信託といった金融商品から運用商品を選択して運用を行い、その運用結果を踏まえて60歳以降に年金または一時金で受け取る制度である。企業には、加入時の投資教育および継続的な投資教育を行う努力義務が課されている（確定拠出年金法第22条）。

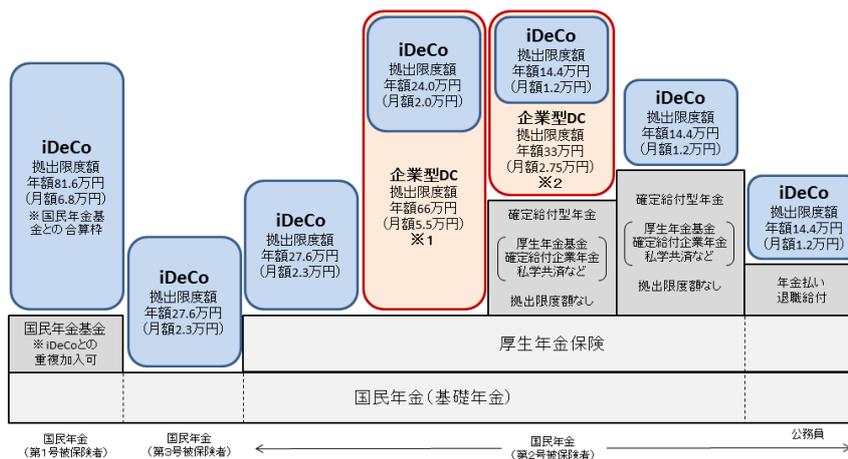
iDeCoは、加入者が毎月掛金を拠出し、あらかじめ用意された定期預金・保険・投資信託といった金融商品から自身で運用商品を選択し、60歳以降に年金または一時金で受け取る制度である。iDeCoの場合は、国民年金基金連合会に対して、加入時の投資教育および継続的な投資教育を行う努力義務が課されている（確定拠出年金法第22条）。導入当初は、制度の対象が第1号被保険者に限定されていたが、2016年の確定拠出年金法等の改正により、加入可能範囲が拡大し、第3号被保険者、企業年金加入者および公務員等共済加入者が加入可能となった（図表19）。加入可能範囲の拡大により、加入者の裾野が広がる一方、働き方の違いや加入する企業年金の仕組みによって拠出限度額が異なるなど、制度が複雑かつ歪となっている。

図表18：確定給付企業年金および確定拠出年金の概要

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
掛金	事業者支出（加入者も事業者負担を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額なし（ただし、加入者負担の非課税枠は年間4万円まで（生命保険料控除））	【企業型】事業者主拠出（加入者も事業者主拠出を超えない範囲で拠出可能）※拠出限度額あり	【個人型（iDeCo）】加入者拠出（中小企業については、事業者主も拠出可能）※拠出限度額あり
加入可能年齢	厚生年金被保険者（70歳まで）	60歳まで（※1、2） （※1）企業型確定拠出年金で規約に定めがある場合、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、65歳までの規約で定める年齢まで加入可能。 （※2）2020年に、企業型は70歳までの規約で定める年齢まで、個人型は65歳まで加入可能とされる予定。	
支給開始要件（年齢）支給開始時期の選択	60歳～65歳の規約で定める年齢到達時または50歳以上の退職時（規約に定めがある場合）（※1、2） （※1）規約で定めるところにより繰り下げを申し出ることができる（繰り下げた場合の開始時期は規約で定める）。 （※2）2020年に、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大される予定。	60歳～70歳の請求時（※3、4） （※3）60歳までの加入等の期間が10年に満たない場合は、60歳までの加入等期間に応じた年齢以降で請求が可能。 （※4）2020年に、上限年齢が75歳に引き上げられる予定。	
年齢到達前の中途引き出し	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※個人管理資産額が15,000円以下である場合で企業型DC、iDeCoのいずれかの加入者、運用指図者でないこと等の要件を満たす場合もしくは、通算拠出期間が1か月以上3年以下または個人別管理資産が25万円以下である場合等の要件を満たす場合は可能。	原則不可 ※通算拠出期間が1か月以上3年以下または個人別管理資産が25万円以下である場合等の要件を満たす場合は可能。
受給の形態	年金か一時金が受給権者が選択可能（年金の場合の期間等は労使が選択）	年金か一時金を受給権者が選択可能（年金の場合の期間等は受給権者が選択可能）	
加入者数	940万人	【企業型】721万人	【個人型（iDeCo）】134.7万人

（出所）厚生労働省（2019f）、企業年金連合会（2019）および信託協会・生保協会・JA共済連「企業年金の受託概況（平成31年3月末現在）」をもとに作成

図表19：確定拠出年金の拠出限度額一覧



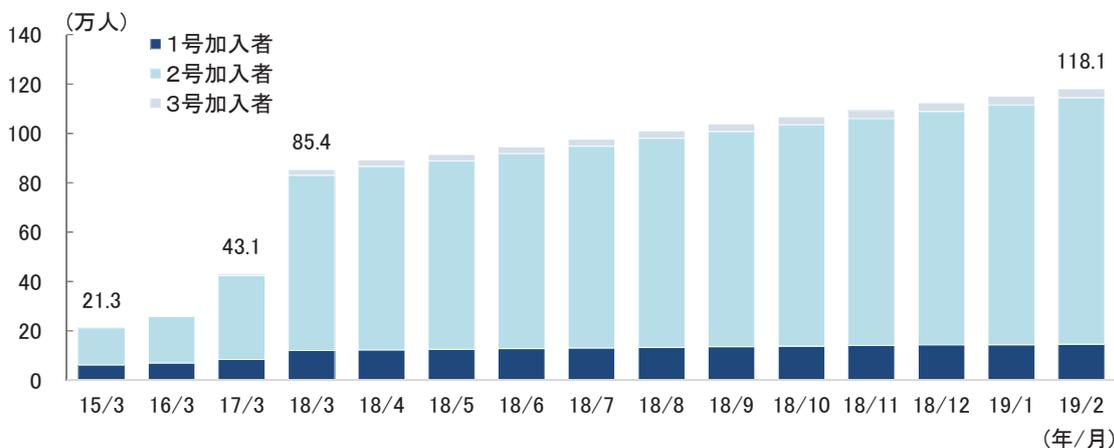
※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。
 ※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

(出所) 厚生労働省 (2019g)

また、iDeCoの加入者数は、年々増加し、2019年8月末時点で134.7万人に達しているものの、確定給付企業年金の940万人や、企業型DCの721万人と比して、加入者数が少ない状況にある(前掲図表18、図表20)。こうした状況を踏まえると、さらなる普及・拡大に向けては今後も制度の拡充や、利便性の向上等、改善の余地があるといえる。

なお、iDeCoには、企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出を行うことができる中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)がある。本制度においては従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内(年額27.6万円・月額2.3万円)にすることが求められている。

図表20：iDeCoの加入者数の推移



(出所) 金融庁 (2019b) をもとに作成

以上が私的年金制度の概要であるが、2019年12月に社会保障審議会企業年金・個人年金部会で提示された議論の整理²³においては、私的年金の一部見直しについて言及されている。具体的には、①加入可能年齢について、企業型DCは規約によって最長70歳（現行：65歳）まで、iDeCoは最長65歳（現行：60歳）まで引き上げられるほか、②確定拠出年金制度および確定給付企業年金制度の受給開始時期について、選択可能な年齢範囲の拡大、③iDeCo+や簡易型DC²⁴を実施できる事業主の拡大（従業員100人以下から300人以下に拡大）、④企業型DC加入者について、企業型DCの規約の定めなしにiDeCoへの加入を可能とすることなどが記載されている。これらの見直し内容に沿って、今後、法改正が行われる見込みである。

② 私的年金税制

日本における私的年金税制は、原則として拠出時非課税・運用時課税・給付時課税（ETT型）となっている。具体的には、拠出時は社会保険料控除によって非課税となる一方、運用時は積立金に対する課税として、特別法人税²⁵が課税され、給付時は雑所得として課税される。ただし、特別法人税は、低金利環境や企業年金の財政状況等を背景に、1999年から課税が凍結されているほか、給付時課税についても、通常、公的年金等控除を受けることができることから、大部分が非課税となっている。

そのため、実質的に拠出時・運用時・給付時すべてが非課税のEEE型になっていると指摘されることも多い。また、公的年金等控除は給与所得控除と異なって控除額の上限がないため、年金以外に高額の所得がある者も、年金のみで暮らす者と同じ控除を受けることができることから、公的年金等控除は給与所得控除よりも過剰に優遇されているという指摘がなされてきた。

後者については、世代内および世代間の公平さを確保する観点から、2018年度の税制改正において、2020年分以後の所得税から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額について、195.5万円という上限が設けられるとともに、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超

²³ 厚生労働省（2019h）

²⁴ 簡易型DCは、従業員100人以下の事業主向けに、制度の対象者や拠出額等をパッケージ化することで、導入時に必要な書類等を削減して設立手続を緩和したもの。

²⁵ 特別法人税は、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）および厚生年金基金について、積立金全額に対して年1.173%課税されることとなっている。

となる場合には、控除額が引き下げられることとなった。

なお、確定給付企業年金および確定拠出年金は、給付時に年金方式以外に、一時金方式で受け取ることができる。この場合には、公的年金等控除ではなく、いわゆる退職一時金税制²⁶が適用される。

この点、年金方式で受け取る場合と一時金方式で受け取る場合とを比較した場合に、一時金方式の方が有利であるという指摘もある。

(2) 金融所得税制

少子高齢社会においては、高齢者層の金融資産の取崩し等を背景に、マクロ全体でみた貯蓄率の低下が続くことが見込まれるため、家計金融資産の効率的な活用は経済活力維持の鍵とされている。政府は、2001年6月に、「従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へという金融のあり方の切り替えや起業・創業の重要性を踏まえ、税制を含めた諸制度のあり方を検討する」こととし、「貯蓄から投資へ」（2016年以降は「貯蓄から資産形成へ」）の方向性を掲げた²⁷。

① 金融所得税制の変遷の概観

このような政策的要請を踏まえ、(a)税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当、(b)金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率などの課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要、との考えのもと、金融所得課税に関しては、課税方式の均衡化（20%分離課税）および損益通算の範囲の拡大が進められてきた（金融所得課税の一体化）²⁸。

金融所得課税の主な税制の変遷をみると、利子課税²⁹に関しては、

²⁶ 退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に1/2をかけて課税退職所得金額を算出し、これに所得税の税率をかけて、控除額を差し引いた残りの金額が所得税額（基準所得税額）となる。なお、控除額の算出方法は、勤続年数によって異なっており、勤続年数が20年以下の場合は、「40万円×勤続年数」、20年超の場合は、「800万円+70万円×（勤続年数-20年）」となっている。

²⁷ 内閣府（2001）

²⁸ 財務省（2019a）、財務省（2019b）

²⁹ 利子課税に関しては、1971年に制定された勤労者財産形成促進法に設けられた財形貯蓄制度を活用することにより、利子等に対する非課税措置等を受けられるものもある。非課税措置が設けられている財形貯蓄制度は、次の2種類である。

①勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）：55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立て、60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄。

②勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）：55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて

1988年以降、20%の源泉分離課税とされていたが、その後の見直しにより、2016年以降は、特定公社債等³⁰について「申告不要（源泉徴収課税）と申告分離の選択」となった³¹。同時に、2009年から導入されている上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等が加えられ、これらの所得間、ならびに上場株式等の配当所得および譲渡所得等との損益通算が可能となった。

なお、預貯金の利子については、現在、これらの損益通算の範囲に含まれていない。

配当課税については、1965年に総合課税に加え、源泉分離選択課税および申告不要の源泉徴収課税が創設されたが、源泉分離選択課税は2003年に廃止された。その後、2008年に上場株式等の申告分離課税が創設され、現在は、申告不要の源泉徴収課税、申告分離と総合課税の選択となっている。

また、株式譲渡益課税については、1953年以降、原則非課税とされていたが、1989年に原則課税となり、申告分離課税と源泉分離選択課税（みなし利益率課税）のいずれかを選択し、課税されることとなった。その後、2003年の見直しにより、源泉分離選択課税が廃止され、現在は申告分離課税に一本化されている。

なお、株式譲渡益課税の申告分離課税への一本化に先立ち、2002年に特定口座制度が創設された。これにより、投資家は、特定口座内で生じた株式譲渡損益について、特定口座外で生じた株式譲渡損益と区分して計算し、金融商品取引業者等が作成する特定口座年間取引報告書により簡便に申告することが可能となった。なお、源泉徴収口座を選択すれば確定申告は不要となっている。

その後、特定口座の対象は拡大し、現在では、特定公社債、公募公社債投信、上場株式、公募株式投信が特定口座内で取扱い可能である。また、源泉徴収口座を選択した場合であっても、上場株式等の配当、特定公社債等の利子所得等を特定口座内に受け入れることにより、株式譲渡損等との間で損益通算が可能となっている。

このように、金融所得課税については、金融商品間の課税の中立性、簡素でわかりやすい税制、個人の投資リスクの軽減といった観点から一

積み立てていく持家取得を目的とした貯蓄。（厚生労働省（2019i））

³⁰ 特定公社債等には、特定公社債（国債、地方債、公募公社債、国内外の公営企業等が発行した債券、金融機関が発行した債券等）および公募公社債投資信託等が含まれる。

³¹ 一般公社債等の利子等については、基本的に20%源泉分離課税が維持されている。

体化が進められてきた。

一方で、他の所得と分離して一体化が進められてきた金融所得課税について、税負担の累進性を高める観点から、総合課税にすべきとの議論もある。これに対して、政府税制調査会は、「今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要がある」との考えを示している³²。

②上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

金融所得課税の一体化に関し、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等についてより詳しくみると、預金偏重といわれるわが国の個人金融資産を、預金から株式等リスク性資産へとシフトさせるべく、2003年以降、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が導入された。他方で、先に概観したような金融所得課税の一体化の観点から、この軽減税率制度の廃止が検討されてきた。

譲渡益については2007年12月末、配当所得については2008年12月末をもって、上記軽減税率は廃止されることが決定されていたが、複数回の廃止延期が行われ、2011年度税制改正における2年延長を最後に、軽減税率制度は2013年12月31日をもって廃止されることとなり、同時に、軽減税率廃止の激変緩和措置として、「少額投資非課税制度」（以下「NISA」という。）を2014年1月から導入することが決定された。

③NISA制度

NISAは、導入決定以降、段階的に制度拡充が実施されてきた。まず、NISA導入に先立つかたちで、2013年度税制改正において、投資可能期間（2016年12月まで→2023年12月まで）の延長が措置された。

また、2015年度税制改正では、2016年以降の投資上限額が年間100万円から120万円へ引き上げられるとともに、(a)若年層への投資の裾野の拡大、(b)高齢者に偏在する膨大な金融資産の成長資金へのシフト、(c)長期投資の促進といった観点から、「未成年者少額投資非課税制度」（ジュニアNISA）が創設され、2016年1月から買付けが開始された。

さらに、2017年度税制改正では、長期にわたる少額からの積立・分散投資を後押しする観点から、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られている投資信託に対象商品を限定し、非課税保有期間を20年

³² 政府税制調査会（2015b）

間とする「非課税累積投資契約に係る非課税制度」（以下「つみたてNISA」という。）が創設され、2018年1月から買付け可能となった³³。

なお、政府が2019年12月に公表した「令和2年度税制改正の大綱」には、各種NISAの見直しが盛り込まれた。つみたてNISAについては、投資可能期間を5年間延長（2042年12月末まで）することとされた。また、一般NISAについては、現行の投資可能期間の終了（2023年12月末）に合わせ、2024年以降、後継制度として、新たなNISA制度を2028年末までの5年間の時限措置として創設することとされた。この制度は、つみたてNISAと同様の商品に対象を限定した積立枠（年間20万円）と、上場株式・公募株式投資信託等に投資可能な投資枠（年間102万円）の2階建てとなっており、現行の一般NISAと比較し、より中長期的な資産形成に適した制度設計となっている。一方、ジュニアNISAは、利用実績が乏しいことから、2023年の制度期限をもって、新規口座開設を終了することとされた。

図表21：各種NISA制度の概要

制度名	一般NISA	新・NISA（未実施）	つみたてNISA	ジュニアNISA
類型	TEE型	TEE型	TEE型	TEE型
導入年	2014年	2024年	2018年	2016年
口座開設者（対象者）	20歳以上の居住者	満18歳以上の居住者	満18歳以上の居住者	0歳～19歳の居住者
投資可能期間	2023年12月まで	2028年12月まで	2037年12月まで （2042年12月まで延長予定）	2023年12月まで （延長なし）
非課税保有期間	5年	5年	20年	5年
対象商品	株式、投資信託等	株式、投資信託等 （1階部分はつみたてNISAと同様）	投資信託 （金融庁の基準を満たす商品に限る）	株式・投資信託等
非課税対象	配当、分配金、譲渡益	配当、分配金、譲渡益	分配金、譲渡益	配当、分配金、譲渡益
（年間） 抛出限度額	120万円 （当初100万円）	1階：20万円（積立）※ 2階：102万円	40万円	80万円
規模	約16兆8,812億円	—	約1,405億円	約1,780億円
引出制限	なし	なし	なし	18歳までは制限あり

※非課税保有期間経過後は、つみたてNISAに移管することが可能。
（出所）金融庁ウェブサイトおよび令和2年度税制改正の大綱をもとに作成

³³ 以下、2014年導入のNISAについては「一般NISA」、ジュニアNISAおよびつみたてNISAを含めた制度全体を総称する際には「NISA」という。

このように、NISAは、投資可能期間の延長や、つみたてNISAの創設など、制度開始以降、基本的には制度拡充が続いてきたものの、いずれも時限措置となっている。前述のとおり「令和2年度税制改正の大綱」において、投資可能期間を5年延長することとされたが、期限延長では、投資開始時期の相違によって、運用時非課税の対象となる累積投資総額が減少してしまうという問題は解決できない。NISAの導入目的は、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の10%の軽減税率廃止に対する激変緩和措置であったが、国民の資産形成を支援・促進する制度³⁴として、既に広く国民に定着しつつあることを踏まえれば、最低限、現行の投資可能期間を維持しつつ、存続させることが不可欠である。

また、投資可能な商品についても制限があり、預貯金等の元本保証商品や公社債は投資対象外となっている。そのほか、利用者が一般NISAとつみたてNISAのどちらを利用することが自身の資産形成にとってより適切か判断に迷うなど、制度の複雑化に起因する問題も生じている。

(3) 政策課題（目的）と現行制度の齟齬

上記(1)でみたとおり、現行の私的年金制度は、種々の改正を経て複雑化しているほか、働き方の多様化に十分に対応できていない状況にある。また、(2)でみたとおり、金融所得税制については、一体化は進みつつあるものの、NISA制度については時限措置となっており、国民の長期・安定的な資産形成制度となっていないのが実情である。

今後、人生100年時代を見据え、iDeCoをはじめとする私的年金制度およびNISAを中心とする金融所得税制を、国民にとってわかりやすく、利便性の高い制度にするとともに、国民の自助努力を支援する制度として、各個人のニーズに応じた対応ができるよう、制度の見直しを行う必要がある。

³⁴ 金融庁は、既に2013年度税制改正要望において、日本版ISAを激変緩和措置としてではなく、「我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため」と位置づけている。(金融庁(2012))

Ⅲ．諸外国における私的年金制度および金融所得税制

上記のような現状および課題認識のもと、わが国における私的年金制度と金融所得税制のあるべき姿の実現に向けた示唆を得るべく、以下では、諸外国（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツ）の制度について概観する。

1. アメリカ

アメリカの高齢化率は、年々上昇し、2030年には20.4%、2050年には22.1%になると見込まれる³⁵。また、わが国のような終身雇用は少なく、平均勤続年数が短いなどといった雇用環境を背景に、高額な退職一時金制度は、一部の役員等を除きほとんど存在しない³⁶。

アメリカの私的年金制度は、拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税（EET型）の企業年金と個人退職勘定（IRA：Individual Retirement Account）が柱となっている。

企業年金は、日本と同様に確定給付（DB）型と確定拠出（DC）型が存在する。DC型の中では、401(k)と呼ばれるプランが普及しており、DC型年金の加入者の8割以上が加入している。401(k)は、2019年現在、年間拠出限度額が19,000ドル（50歳以上は年間25,000ドル）となっている。事業主も被用者の勘定に拠出することが可能であり、事業主と被用者の合計の拠出限度額は年間56,000ドルとなっている。なお、事業主拠出の多くは、従業員の拠出した金額に応じてその一定割合を事業主が拠出する「マッチング拠出」となっている³⁷。また、401(k)においては、被用者の金融リテラシーの低さを是正し、適切な資産運用を促す観点から、投資教育が義務化されているほか、セーフハーバールール³⁸が導入されている。

一方、IRAは個人用の積立勘定であり、個人が自助努力で老後資金を準備する制度として普及している。拠出金負担者は通常、個人であるが、事業主が従業員の設定した個人退職勘定に掛金を払い込むことや、事業主が従業員のために個人退職勘定を設定することもできる。なお、企業年金に加入している労働者も含めて、収入があればどのような職業であっても加入が可能である。また、IRAは、企業年金の資産移換先にもなっており、転職の多いア

³⁵ United Nations (2019) をもとに算出。

³⁶ 政府税制調査会 (2019a)

³⁷ マッチング拠出のほか、従業員の給与の一定割合を事業主が拠出する「プロフィットシェアリング拠出」という拠出方法が存在する。

³⁸ 米国で2006年に制定された年金保護法（PPA：Pension Protect Act）によって規定された事業主の免責ルール。米労働省規則で定める要件に該当する商品を選択した事業主は、加入者が損失を被った場合においても、損害賠償等を請求されないことがない。

アメリカにおいて、自身の老後資金を統合する役割を担っている。

アメリカの私的年金制度の特徴としては、企業年金を重視している点が挙げられる。これは、①企業年金は不当差別禁止規則に従うため、従業員の所得の多寡に応じて提供するプランに差別を設けてはならず、低所得の労働者も一定程度しっかりとした支援を受けられること、また、②企業年金には事業主拠出もあり、資産形成をしやすいたことが理由とされる。実際、拠出可能限度額をみても、企業年金の非課税拠出上限（年19,000ドル）の方が、個人退職勘定の非課税拠出上限（年6,000ドル）よりも高くなっている。

一方で、働き方や所得によって差が生じないよう、自営業者等も401(k)やDB型年金等、企業年金と同様のプランを、従業員等がない場合でも立ち上げることができる。

なお、企業年金に加入している者は、その所得に応じてIRAへの拠出可能額が逡減する仕組みが存在する。企業年金に加入する単身者の場合、所得が6.4万ドルを超えるとIRAへの拠出可能額が減少し、所得が7.4万ドルを上回ると拠出可能額が消失する。こうすることで、企業年金と個人退職勘定の両方について、満額まで非課税上限拠出を活用することが困難になっている。なお、非課税拠出枠の調整は、内国歳入庁によって管理されている³⁹。

その他、拠出時課税・運用時非課税・給付時非課税（TEE型）の仕組みとして、Roth401(k)とRothIRAも用意されており、若年層や低所得者層を中心に利用されている。

図表22：アメリカの主な私的年金制度の概要

名称	DB型企業年金	DC型(401(k))企業年金	Roth 401(k)	IRA(個人退職勘定)	Roth IRA
類型	EET型	EET型	TEE型	EET型	TEE型
導入年	1875年	1978年	2006年	1974年	1997年
拠出年度額	<事業主拠出>給付額が年225,000ドルまたは最も給与が高かった連続3年間の平均給与のうち低い方を超えない水準等まで拠出可能	年19,000ドルまたは年間給与等のうち低い方※50歳以上の者は6,000ドルのキャッチアップ拠出が可能※事業主は従業員拠出と合計で年56,000ドル。全加入者の給与総額の25%まで。		年6,000ドル(68万円)または年間給与等のうち低い方※50歳以上の者は1,000ドルのキャッチアップ拠出が可能※Roth IRAについては、所得に応じて上限額が逡減・消失。IRAもほかに企業年金に加入している場合は、所得に応じて上限額が逡減・消失。	
拠出可能年齢	21歳～※1年以上勤務	21歳～※1年以上勤務	21歳～※1年以上勤務	～70.5歳	上限なし
規模	加入者数約1387万人	加入者数約7999万人 資産規模約5.2兆ドル	約6000億ドル	約5893万人※IRAの残高を内国歳入庁に報告している者の人数。 資産希望約8.8兆ドル	資産規模約7920億ドル
受給開始年齢	概ね65歳～(70.5歳) ※在職中の早期引出しの場合は62歳	59.5歳～(70.5歳) ※加入者が70.5歳以後も働き続け、かつ5%株主ではない場合を除く		59.5歳～(70.5歳)	59.5歳以上でない場合は非適格
拠出方式(加入者、対象者)	原則雇用主のみ	雇用主、従業員	雇用主、従業員	個人	個人
中途引き出し	原則不可(一定の場合を除き10%の追加課税あり)	拠出分は可・運用益は原則不可(一定の場合を除き10%の追加課税あり)	拠出分は可・運用益は原則不可(一定の場合を除き10%の追加課税あり)	可(一定の場合を除き10%の追加課税あり)	拠出分は可・運用益は原則不可(一定の場合を除き10%の追加課税あり)
一時給付金の可否	可(企業年金については一時金引き出しのオプションがある場合)				

(出所) 政府税制調査会 (2019a) およびInvestment Company Instituteをもとに作成

³⁹ 具体的には、内国歳入庁は、被用者の企業年金加入状況や拠出額について、事業主が提出するForm 5500や源泉徴収票 (Form W-2) によって把握し、個人退職勘定への拠出については、金融機関等が提出するForm 5498によって把握している。それに加え、納税者は所得税申告時に控除額を申告することが義務付けられているため、内国歳入庁は、これらの情報をもとに、非課税拠出枠の調整を管理している。(政府税制調査会 (2019a))

次に、アメリカにおける金融所得課税は、利子課税が総合課税、配当課税および株式等譲渡益課税が段階的課税となっている。段階的課税については、給与所得等、配当所得および長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得および長期キャピタル・ゲインについて、単身者の場合、39,375ドル以下の部分は0%、39,375ドル超の部分には15%、434,550ドル超の部分には20%の税率が適用される仕組みとなっている。

なお、2001年に、低所得者の拠出を促すために退職貯蓄税額控除⁴⁰ (Saver's credit) が導入されている⁴¹。

2. イギリス

イギリスにおいても、わが国と同様、高齢化が進展しており、高齢化率は2030年に22%、2050年には25.4%まで上昇すると推計されている⁴²。また、平均勤続年数はわが国と比べて短く、長期雇用を念頭に置いた高額な退職一時金制度は存在しない⁴³。また、公的年金制度は老後の基礎レベルの生活を保障するもの、私的年金制度は公的年金を補完し、老後の生活をより豊かにするための制度として位置づけられている。

イギリスの私的年金制度には、企業型として、被用者が加入する確定給付(DB)型企業年金、および、確定拠出(DC)型企業年金があるほか、個人型として、個人年金(ステークホルダー年金・SIPP)がある。

イギリスの私的年金制度の大きな特徴は、まず、22歳以上で公的年金受給開始年齢⁴⁴に達していない被用者について、一定額以上の給与を得ている場合には、事業主が選択した年金に自動加入となる点である。なお、被用者が希望する場合は脱退を選択できる、オプトアウトが認められている。

加えて、企業年金を提供することが難しい中小・零細企業向けに、DC型年金を提供するNEST(国家雇用貯蓄信託: National Employment Savings Trust)が設立されており、当該企業の被用者はこれに自動加入することになる。NESTに対して、事業主および被用者は給与の一定割合の拠出が義務付けられており、また、政府が拠出額に対して1%分の上乗せを行っている。NESTは政府出資のNESTコーポレーションが運営を行っている。また、NESTでは、デフォルト・オプションを前提とした運用の自動化が行われて

⁴⁰ 一定の所得水準に満たない納税者が、IRAや401(k)プラン等の適格退職勘定に拠出を行った場合に、その拠出額の一定割合(最高50%)を当該納税者の連邦所得税の税額から控除できる制度。

⁴¹ 政府税制調査会(2019a)

⁴² United Nations(2019)をもとに算出。

⁴³ 政府税制調査会(2019b)

⁴⁴ 英国の公的年金支給開始年齢は、2019年時点では65歳であるが、今後2046年にかけて68歳まで段階的に引き上げられていく予定である。

おり、加入時に運用の選択肢が与えられず、自分の退職予定日を設定するだけでその年に満期を迎えるターゲット・デート・ファンドに資金が振り向けられる仕組みとなっている⁴⁵。

次に、特徴的なのは、企業年金および個人年金共通の非課税拠出限度額（ペンション・ポット）が設定されている点である。このため、働き方の違いにかかわらず等しく非課税枠を使用できる仕組みとなっている。非課税となる年間拠出限度額は、年間所得総額、もしくは、年4万ポンドのうちいずれか低い金額となっており、また、生涯拠出限度額として105.5万ポンドの上限が定められている。拠出額は、歳入関税庁が管理しており、国民保険番号を通じて管理が行われている⁴⁶。被用者は年間拠出限度額超過分についての申告義務、および引出し時に生涯累計限度額の超過分について申告義務がある。

図表23：イギリスの私的年金制度の概要

制度名	企業年金	個人年金
類型	・DB型とDC型が存在（DC型中心） ・EET型	EET型
(年間)拠出限度額	事業主拠出・被用者（個人）拠出をすべて合わせて被用者の所得控除上限額を管理。 <年間拠出限度額>（以下のいずれか低い額） ・年間所得総額または年4万ポンド（企業主・被用者の拠出額両方を含む） ※高所得者（年間所得15万ポンド以上の者）は、年間拠出限度額が2ポンド所得が増えるごとに1ポンドずつ逡減し、最終的には1万ポンドまで逡減。 <生涯累計限度額> ・給付され得る額（拠出・運用してきた年金等）を合算し、給付され得る額のうち、105.5万ポンドまで。 <備考> ・毎年の拠出限度額を使用できなかった場合、その未使用枠は3年間繰越可能。	
加入者（対象者）	被用者 ※年間給与所得1万ポンド以上の者は自動加入。	すべての個人
規模	2.9兆ドル	
給付開始年齢	55歳以上75歳未満	
引出制限	中途引出不可 (55歳未満で引き出した場合、引出金額に55%の税率で課税)	

(出所) 政府税制調査会（2019b）をもとに作成

イギリスの金融所得課税は、給与所得等、利子所得、配当所得および株式譲渡益の順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される仕組みとなっている。

また、国民の貯蓄率向上を目的として、1999年に非課税投資・貯蓄制度としてISA（Individual Saving Account）が導入された。ISAは当初、10年間の時限措置とされていたが、国民に広く普及したこと等を踏まえ、2008

⁴⁵ 加入者が他のファンドで運用を望む場合には、加入後に変更することになる。

⁴⁶ 政府税制調査会（2019b）

年に恒久化された。その後、各人のライフステージに応じた資産形成支援制度が必要である、という認識のもと、ISAの拡充が続いており、日本のNISAのモデルとなった株式型ISAや、預金型ISA、P to Pローン等を対象とするイノベティブ・ファイナンスISA、住宅購入を支援するヘルプ・トゥ・バイISA等の制度が創設されている。また、2017年には、持ち家購入や退職後に備えた貯蓄・投資に用途が限定されたライフタイムISAが創設された。ライフタイムISAは、主に若年層および低所得者層をターゲットにしており、毎年自分が拠出した金額の25%が非課税のボーナスとして政府から支給される仕組みとなっている（図表24）。

これに対しては、ISAの制度が乱立し複雑化しており、利用者にとってわかりにくい制度になっているとの指摘もなされている⁴⁷。

図表24：イギリスの主な非課税投資・貯蓄制度（ISA）の概要

制度名	株式型ISA	預金型ISA	イノベティブ・ファイナンスISA
類型	TEE型		
(年間) 拠出限度額	株式型、預金型およびイノベティブ・ファイナンスISA・ライフタイムISAの合計で20,000ポンドまで。		
口座開設者（対象者）	満18歳以上の居住者	満16歳以上の居住者	満18歳以上の居住者
対象商品	株式、債券、投資信託、保険等	預金、MMF等	P to Pローン等
口座開設可能期間	当初は10年の時限措置。2008年に恒久化		恒久
非課税保有期間	恒久		
非課税対象	配当、譲渡益、利子等	利子	利子等
規模	6,080億ポンド ⁴⁸		
引出制限	なし		
制度名	ライフタイムISA	ジュニアISA	ヘルプ・トゥ・バイISA
類型	TEE型		
(年間) 拠出限度額	株式型、預金型およびイノベティブ・ファイナンスISA・ライフタイムISAの合計で20,000ポンドまで。ただし、ライフタイムISAは年間4,000ポンドまで。(最大128,000ポンド)	株式型・預金型合計4,080ポンド	口座開設時：1,000ポンド 毎月：200ポンド 最大拠出額：12,000ポンド 拠出期限は2029年11月末
口座開設者（対象者）	満18歳以上40歳未満の居住者	満18歳未満の居住者	満16歳以上の居住者（初めて住宅を購入する者に限る）
対象商品	株式型ISAおよび預金型ISAと同様	(株式型) 株式、債券、投資信託、保険等 (預金型) 預金、MMF等	預金、MMF等
口座開設可能期間	恒久	恒久	2015年～2019年 2020年以降、新規口座開設は終了
非課税保有期間	恒久	恒久（18歳を過ぎると自動的にISAへ）	恒久
対象商品	株式型ISAおよび預金型ISAと同様	(株式型) 株式、債券、投資信託、保険等 (預金型) 預金、MMF等	預金、MMF等

⁴⁷ 例えば、The Association of Accounting Technicians (2018)

⁴⁸ 株式型、預金型、イノベティブ・ファイナンス型およびライフタイム型も含む。

制度名	ライフタイムISA	ジュニアISA	ヘルプ・トゥ・バイISA
非課税対象	配当、譲渡益、利子、政府ボーナス（※） （※50歳を迎えるまで毎年自分が拠出した額の25%が政府から支給）	(株式型) 配当、譲渡益、利子等 (預金型) 利子	利子、政府ボーナス
規模	6,080億ポンド ⁴⁹	41億ポンド	6.3億ポンド
引出制限	あり		なし

(出所) 政府税制調査会 (2018)、金融庁 (2018) をもとに作成

3. カナダ

カナダにおいても、高齢化率は年々上昇しており、2030年には22.8%、2050年には25%に達すると予測されている⁵⁰。

カナダでは、退職後の収入は、①老齢保障制度 (OAS : Old Age Security)⁵¹、②カナダ年金制度 (CPP : Canada Pension Plan(ケベック州の場合はQPP : Quebec Pension Plan)⁵²、および、③私的年金または投資という3本の柱から成り立っている。

まず、カナダの私的年金制度には、主なものとして、拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税 (EET型) の登録企業年金 (RPP : Registered Pension Plan)と、同じくEET型の登録退職貯蓄プラン (RRSP : Registered Retirement Savings Plan)が存在する。

登録企業年金は、1887年に導入された制度であり、企業年金のうち、カナダ歳入庁に登録されたものを指す。2017年時点での加入者数は約630万人 (カナダの全有給労働者の37.1%)、資産総額は約2兆カナダドルに達している。また、確定給付 (DB) 型と確定拠出 (DC) 型が存在し、2017年時点では、加入者の約7割がDB型に加入している。

また、登録退職貯蓄プランは、収入がある場合は職業を問わず加入が可能な個人年金制度であり、2017年時点の加入者は約600万人に達している。

登録企業年金と登録退職貯蓄プランは、コントリビューション・ルーム⁵³と呼ばれる共通枠によって、年間拠出上限額が設定されており、登録企業年金への加入の有無にかかわらず、同一の基準で決定される上限額にもとづく税制優遇を受けることができる。コントリビューション・ルームによって管

⁴⁹ 株式型、預金型、イノベティブ・ファイナンス型およびライフタイム型も含む。

⁵⁰ United Nations (2019) をもとに算出。

⁵¹ カナダ政府の税収を財源とする制度である。基礎年金である老齢保障年金は、65歳以上かつカナダにおける一定の居住要件や法的要件を満たす場合に適用対象となる。(Government of Canada)

⁵² 社会保険方式の公的年金制度である。カナダ国内 (ケベック州の場合はQPPが適用されるため、CPPの対象外) で、年間3,500ドル以上の収入を得ている18歳以上の全ての人は、収入に応じた額をCPPに拠出することが義務付けられている。(Government of Canada)

⁵³ 登録退職貯蓄プランの拠出限度額は、前年の勤労所得等にもとづいて算出のうえ、カナダ歳入庁から通知される。拠出限度額の算出には、前年度までの未使用拠出枠等が考慮されるほか、前年の登録企業年金等の拠出が年金調整 (Pension Adjustment(PA)) として減額される。(Canada Revenue Agency)

理される年間拠出上限額は、前年の勤労所得の18%、あるいは定額（2019年は26,500ドル）のいずれか小さい方が適用され、未使用の拠出額は無期限に繰り越しが可能である。

そのほか、貯蓄制度として、2009年に、拠出時課税・運用時非課税・給付時非課税（TEE型）のTFSA(Tax-Free Saving Accounts)が導入されている。TFSAは、18歳以上かつカナダの社会保険番号（SIN）を有する者であれば誰でも利用可能であり、TFSAを利用した投資によって得られた利益は非課税となる。

TFSAの年間拠出上限額は、「TFSAコントリビューション・ルーム」⁵⁴によって管理されており、未使用の年間拠出枠は、無期限に繰り越しが可能である。年間上限額はインフレ率にもとづき算出され、2019年の年間拠出上限額は6,000ドルに設定されている。

TFSAは貯蓄を目的とする制度であることから、資金ニーズに応じて、いつでも任意の金額を引き出すことが可能である。また、引き出した金額は翌年の拠出枠に足し戻される制度となっている。2016年時点で、TFSAの口座保有者数は約1,347万人、資産規模は約2,300億ドルとなっている（図表25）。

また、カナダでは、個人の所得について、給与や事業収入、金融所得等を含めたすべての所得に対し、総合課税を適用している。ただし、株式や不動産などの売却益に関しては、2分の1のみが課税対象となる⁵⁵。

⁵⁴ 上記私的年金の「コントリビューション・ルーム」とは別枠となっている。

⁵⁵ Government of Canada

図表25：カナダの私的な資産形成に関する主な税制優遇制度

名称	登録企業年金 (RPP)		登録退職貯蓄プラン (RRSP)	Tax-Free Saving Accounts (TFSA)
	DC型	DB型		
類型	EET型 ・従業員の拠出分と、雇用主の拠出分のいずれも控除。 ・雇用主は、加入者の総所得の最低1%を拠出。	EET型 ・従業員の拠出分と、雇用主の拠出分のいずれも控除。	EET型 ・加入者自身が設定し、加入者本人や配偶者、コモンローパートナーによって拠出。	TEE型 (所得税控除なし、TFSAへの投資によって得られた利息、配当金、値上がり益は、非課税)
年間拠出限度額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> コントリビューション・ルームで共通枠を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・前年の勤労所得の18%、あるいは定額(2019年は26,500ドル)のいずれか小さい方。 ・未使用の拠出額は無期限に繰り越し可能。 ・コントリビューション・ルームはカナダ歳入庁が所管。 </div>			6,000カナダドル (2019年時点) ・TFSAコントリビューション・ルームによって拠出上限額が管理 ・引き出した分は翌年の拠出分に足し戻し ・TFSA拠出のために収入を得る必要はない ・TFSAの年間拠出上限額は毎年累積 ・年間拠出上限額は、インフレ率にもとづき算出 (500ドル単位でスライド))
加入者	・被用者		・収入があればどのような職業でも加入可能。	・18歳以上かつ社会保険番号 (SIN: Social Insurance Number)を保有している者
投資対象	—		・一定の制限あり。	・RRSPと同じ (現金、投資信託、指定証券取引所に上場されている証券、定期預金 (GIC)、債券、中小企業の特定株式)
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年時点でのRPP加入者数は630万人であり、全有給労働者に占める割合は約37.1%。また、RPP加入者のうち、およそ67%がDB型。 ・RPPの資産総額は1兆9000億ドル近く。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年時点で加入者は596万6630人。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TFSA口座保有者数は1,347万3,200人 (Tax-Free Savings Account 2018 Statistics (2016 contribution year)) ※ カナダ人の18歳以上人口の約46%に当たる数。 ・TFSAの資産規模は2,328億9,618万ドル (同上)
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付時は原則課税、年金払い、一時金払いのどちらでもそのままの額をその他所得と合算したうえで総合課税 ・中途引き出しには一定の制限あり ・受給開始年齢は自由に設定可能、72歳までに最低引き出し額の引き出しが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・給付時は原則課税、年金払い、一時金払いのどちらでもそのままの額をその他所得と合算したうえで総合課税 ・原則いつでも引き出し自由 ・72歳までに最低引出し額の引出しが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも任意の額を引き出し可能。

(出所) 政府税制調査会 (2019a)、Government of Canada、Canada Revenue Agency、Statistics Canada、Office of the Superintendent of Financial Institutionsをもとに作成

4. オーストラリア

オーストラリアの高齢化率は2030年に19.3%、2050年までに22.8%に増加すると推計されている⁵⁶。オーストラリアにおける退職後の所得制度は、

⁵⁶ United Nations (2019) をもとに算出。

税方式の公的な社会保障年金制度の「Age Pension」⁵⁷と、社会保険方式の私的な退職年金保障制度である「Superannuation」が主な柱となっている。

Superannuationは、原則18歳以上かつ週に450豪ドル以上の給与を得ている被用者⁵⁸について、雇用主から、当該被用者の賃金の一定割合（2019年時点では9.5%）に相当する額をSuperannuationへ拠出することを義務付けた制度であり⁵⁹、拠出時と運用時に軽減税率が適用される。Superannuationの始まりは、1984年に建設業界の指導者と労働組合によって最初のファンドが設立されたとされているが、雇用主に対する拠出義務は1992年から開始されている⁶⁰。

拠出限度額は、雇用の拠出と被用者の拠出の合算で年間2.5万豪ドルであり、2019年6月末時点におけるSuperannuationの資産規模は2兆9,000豪億ドルに達している⁶¹。従来は未使用の拠出枠の繰り越しはできない仕組みだったが、2018年7月1日以降、前会計年度の6月30日時点でスーパーアニュエーションの残高が50万豪ドル未満の場合には、最長5年間未使用の拠出枠を繰り越すことが可能となった。

運用の際には、加入者本人が拠出先のファンドや商品を選択することができるが、デフォルト投資先として、MySuperと呼ばれる制度が用意されている。MySuperは、シンプルでコスト効率が優れ、バランスの取れた商品を提供することを目的としたものであり、単一に分散された投資戦略（一般的には、70%を成長資産、30%を安定資産に投資）、あるいはライフサイクルにもとづいた投資戦略（若年期にはリスク資産の割合が高く、年齢を経るにつれ、安定資産の割合を増加させる）によって運用される。2017年以降、デフォルト投資を行う全ての加入者の資金は、オーストラリア健全性規制当局（APRA）に承認されたMySuper適格商品にのみ投資することが求められている⁶²。なお、2019年6月時点のMySuper適格商品の資産総額は7,559億豪ドル⁶³であるが、これは先述のSuperannuationの資産総額のおよそ4分の1程度を占める数字である。

Superannuationの給付は、年金払い（Super income stream）、一時払い

⁵⁷ Age Pensionを受給するためには、オーストラリアでの10年以上の居住などが条件とされているが、一定以上の所得や資産を有する場合は、給付の減額、あるいは対象外とされる。（Australian Government, Department of Human Service Website）

⁵⁸ 18歳未満の場合は、給与要件を満たし、かつ週に30時間以上働いている被用者。

⁵⁹ 雇用主は従業員の賃金の一定の割合に相当する額を拠出する必要がある。その割合は現在（2019年）9.5%とされているが、今後、2025年に12%へ達するまで、年間0.5%ずつ引き上げられることが予定されている。（Australian Taxation Office Website）

⁶⁰ Parliament of Australia Website

⁶¹ Australian Prudential Regulation Authority Website

⁶² Australian Securities & Investments Commission Website

⁶³ Australian Prudential Regulation Authority Website

(super lump sum) もしくはそれらを組み合わせることが可能であり、原則、65歳（退職前でも可）に達した場合、一定の年齢（preservation age⁶⁴）に達しかつ退職した場合に受け取ることが可能である⁶⁵。

5. ドイツ

ドイツでは、日本と同様に、人口減少や少子高齢化による年金財政への影響が懸念されている⁶⁶。ドイツの高齢化率は2030年に26.2%、2050年には30.0%まで上昇すると推計されている⁶⁷。ドイツの老齢年金においては、公的年金保険⁶⁸が最も重要な位置づけとなっているが、こうした財政に係る懸念を背景に、退職後の生活水準を維持するためには、企業年金や個人年金に加入することが必要とされている⁶⁹。

① リースター年金

ドイツの私的年金の普及促進に係る特記すべき制度として「リースター年金」と呼ばれる政府による助成金制度がある。これは、公的年金を補足するEET型の老後所得保障制度であり、公的年金加入者とその配偶者を対象として、企業年金または個人年金の拠出時に一定の政府補助が行われる。

リースター年金は、2001年の年金改革の際に、公的年金額の給付水準の引下げ（ネット所得代替率70%→67%）が行われたことに伴い、2002年1月から導入された。これは、財政の逼迫による公的年金の給付削減を、国民の自助努力により補完すること、中小企業の被用者等に対し年金を普及させることが目的であったとされる⁷⁰。

リースター年金には、年金保険、銀行預金、投資信託、住宅リースターの4種類の契約があり、いずれの契約においても受給開始時点で拠出元本が保証される⁷¹。

リースター年金の助成には、加入者本人に支払われる「基本補助金」と、世帯単位で子供の人数に応じて追加的に支払われる「児童補助金」が

⁶⁴ Preservation ageは生まれ年によって異なる。例えば、1959年以前に生まれた人は55歳であるが、1964年以降に生まれた人は60歳とされる。(Australian Taxation Office Website)

⁶⁵ 特定の病気や深刻な財政上の困難に直面している場合等、非常に限定された状況下においてのみ、規定された年齢に達する前に受給を開始することができる。

⁶⁶ 2018年の高齢者の総人口に占める割合を比較すると、日本(28.1%)は世界で最も高く、ドイツは21.7%で第4位となっている。(総務省統計局ウェブサイト)

⁶⁷ United Nations (2019) をもとに算出。

⁶⁸ 公的年金には、一般年金保険制度のほか、自営業者相互扶助制度等の5種類があるが、このうち一般年金保険制度が最も規模が大きく、就業者の8割が加入しているとされる。

⁶⁹ 厚生労働省 (2016)

⁷⁰ 厚生労働省 (2006)

⁷¹ 金融庁 (2019c)

ある。助成金の上限金額は、制度導入後段階的に引き上げられており、2018年時点において基本補助金は175ユーロ、児童補助金は1世帯につき、子供1人当たり300ユーロ（2008年以降に生まれた児童の場合。それ以前に生まれた児童の場合は185ユーロ）となっている⁷²。

このほか、若年層に早い時期から老齢期に向けた資産形成に対する関心を持ってもらうために、2008年から、リースター年金に新規に加入する25歳未満の者に対して200ユーロの加入一時金が支給される⁷³など、若年層に対して加入インセンティブが付与されている。一方で、高所得者や独身者に対しても、所得控除による助成措置が講じられており、広い層に対するインセンティブが与えられている。

なお、リースター年金における控除限度額は、所得額に関係なく、自己拠出額と助成金の合計で、年間2,100ユーロとなっている。

図表26：リースター年金の概要

類型	EET型
(年間)控除限度額	年間 2,100 ユーロ
最低自己拠出額	前年の社会保障料算定所得の4%
加入者(対象者)	公的年金加入者とその配偶者
規模(補助金)	38億1,810万ユーロ(2016年時点)
給付開始年齢	62歳(2012年までに契約している場合は60歳)
引出制限	住宅リースターを除き原則不可(中途脱退を行う場合は補助金及び還付税額の返還が条件)

(出所) Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2018)、金融庁(2019c)、厚生労働省(2019e)をもとに作成

②リユールップ年金

また、自営業者等、リースター年金の加入対象とならない層が一定程度存在していることを念頭に、全納税者を対象として、2005年にリユールップ年金が導入された。リユールップ年金は、主に自営業者を対象にした個人積立勘定(拠出建て制度)であり、拠出時非課税、運用時非課税、受給時課税のEET型の制度となっている。受給形態は月払いの終身年金であり、中途解約は原則として不可であるが、拠出の一時休止は可能とされている⁷⁴。

次に、ドイツの金融所得税制は、2009年に清算税(Abgeltungsteuer)という租税徴収制度が設けられ、個人の金融資産所得に25%の源泉税

⁷² 金融庁(2019c)

⁷³ 津田(2015)

⁷⁴ 金融庁(2019c)

を課す、申告不要の総合源泉分離課税制度となっている。ただし、個人の所得税限界税率が25%以下の場合には、申告により還付を受けることができる。

上記のように、諸外国においても私的年金制度および金融所得税制について様々な取組みが行われている。例えば、働き方による税優遇の差をなくすという観点では、アメリカの個人退職勘定（IRA）や、カナダにおける登録退職貯蓄プラン（RRSP）のように、働き方によらず利用可能な制度が構築されているほか、イギリスの「ペンション・ポット」や、カナダの「コントリビューション・ルーム」のように、全国民共通の非課税拠出枠を設ける例もみられる。低所得者の資産形成を促進する制度としては、ドイツにおいて、一定の拠出額に対して政府が補助金を与える「リースター年金」が導入されているほか、イギリスでは、被用者を私的年金にデフォルト加入させる「NEST」という制度が導入されている。

次に、金融所得税制については、イギリスやカナダにおいて、国民の貯蓄率向上等を目的とした、非課税貯蓄投資制度が設けられている。両国の制度は、いずれも恒久措置であることに加え、預貯金など、わが国のNISAよりも幅広い金融商品が対象となっている。

これらの制度は、わが国の私的年金制度・金融所得税制のあるべき姿を考えるに当たり、参考になると考えられる。

IV. 提言

IIおよびIIIのとおり、わが国は人生100年時代と呼ばれる時代を迎え、様々な構造変化に直面している。社会保障給付費は今後も増加することが見込まれる。公的年金の状況をみても、少子高齢化に伴い被保険者が減少する一方、受給者は増加していくほか、マクロ経済スライドの発動によって、所得代替率は徐々に低下していくことが想定される。

このような時代において、政府は、国民が安心して「人生100年時代」を歩むことができるよう、介護や医療等も含めた社会保障制度全体について、財政の所得再分配機能を活用し、負担と給付の関係にも配慮しながら、安心感のある制度とするように考えていく必要がある。

そのうえで、国民個々人が、老後をより豊かに過ごすことを望むとすれば、将来の心身の衰えも見据え、自身が必要となる老後資金をしっかりと把握したうえで、公的年金に加え、私的年金制度や資産形成支援制度を活用し、老後も含めて自助努力による資産形成を進めていくとともに、これを計画的に取り崩していくことが極めて重要となる。政府においては、こうした取組みを政策的に推進していくことが求められる。

また、働き方の多様化にも対応する必要がある。これまでの年功序列、終身雇用といった「日本的雇用慣行」を前提とした制度設計ではなく、働き方によって差が生じない制度を構築していくことが重要である。

その他、世代間の格差拡大や世代内の格差拡大についても目を向け、制度のあるべき姿を検討する必要がある。

以上を踏まえ、本稿の対象であるわが国の私的年金制度・金融所得税制のあるべき姿について、以下のとおり提言を行う。

1. 私的年金制度

- ・公的年金を補完する役割を担う私的年金制度は、2019年の公的年金の財政検証の結果を踏まえ、確定拠出年金の拠出限度額を全体的に引き上げるべき。とりわけ、個人型確定拠出年金については、確定給付企業年金等と併用する場合と同等とする観点からも、拠出限度額を大幅に引き上げるべき。
- ・将来的には、確定給付企業年金や企業型確定拠出年金などの企業年金と、個人型確定拠出年金を合算した全国民共通の非課税拠出限度額を設け、公的年金の給付水準の低下に応じて、当該限度額を拡充させる仕組みを検討すべき。

- ・ 拋出時・運用時非課税、給付時課税との年金税制の原則にもとづき、特別法人税は撤廃すべき。また、公的年金等控除および退職金税制について見直しを検討する場合は、現行制度を前提に退職後の準備を進めてきた現役世代が過度な不利益を被らないよう、十分な経過措置を設けるなどの措置を検討すべき。
- ・ 今後は、諸外国の制度を参考に、低所得者層の資産形成を支援するための仕組み等の導入を検討することも考えられる。

IIでみたように、少子高齢化・長寿化等に伴う構造変化等を背景に、今後、公的年金の所得代替率が低下していくことが見込まれる中、わが国における私的年金制度は、公的年金を補完する制度として、その役割期待が高まっている。こうした役割を果たすためには、①公的年金の給付水準が引き下げられる場合でも、十分な退職後所得を確保できるよう、相応の拋出額を設定しつつ、②働き方の多様化や転職の一般化なども踏まえ、働き方によって税優遇に差が生じない仕組みとすることが不可欠である。

具体的には、2019年8月に公表された、将来の公的年金の財政見通し（財政検証）の結果を踏まえ、所得代替率の低下を補完できるよう、確定拋出年金について、拋出限度額を全体的に引き上げるべきである。とりわけ、個人型確定拋出年金（iDeCo）については、働き方の多様化などを踏まえ、企業年金に加入していない場合でも、確定給付企業年金や企業型確定拋出年金（企業型DC）と併用する場合と同等の拋出額が確保できるよう、拋出限度額を大幅に引き上げるべきである。また、将来的には、確定給付企業年金や企業型DCなどの企業年金と、iDeCoを合算した全国民共通の非課税拋出限度額を設け、公的年金の給付水準の低下に応じて、当該限度額を拡充させる仕組みを検討すべきである。

上記の検討に当たっては、イギリスの「ペンション・ポット」やカナダの「コントリビューション・ルーム」が参考となる。具体的には、これらの制度の場合、企業年金・個人年金を問わず、年間および生涯の非課税拋出限度額が定められ、国民はその範囲内で自由に拋出が可能となっている。また、若年層を中心に、非課税枠を使い切ることができないことも想定されるため、当年中に利用しなかった非課税枠は、翌年以降に繰り越すことが可能な設計となっている。

加えて、現在の確定拋出年金制度は、中途引出しについて、厳格な要件が課されているが、病気など特別の理由でまとまった金銭が必要となる場合には、一定の条件（ペナルティ（追徴課税等）を課すなど）を付けたうえで引

出しを許容するといった仕組みも検討に値する。

なお、これらの取組みは、現状の確定拠出年金制度においても改善可能な論点であることから、随時見直しが行われることが望ましい。

日本における私的年金税制は、前述したように拠出時非課税・運用時課税・給付時課税（ETT型）となっている。このうち、運用時には、積立金に対して特別法人税が課される（現在は課税凍結中）。しかし、そもそも確定拠出年金は、法人格を持たず、特別法人税を課す理由がない。また、その他の年金積立金についてみても、欧米主要国において、運用時の積立金に課税するケースはない。そのため、拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税との年金税制の原則にもとづき、特別法人税は直ちに撤廃すべきである。一方、給付時の課税については、公的年金等控除や退職一時金税制によって、税負担が過度に軽減されているとの指摘もある。今後、年金税制の原則にもとづき、公的年金等控除や退職一時金税制について、見直しを検討する場合には、現行制度を前提として退職後の準備を進めてきた現役世代が過度な不利益を被らないよう、十分な経過措置を設けるなどの措置を検討すべきである。

その他、今後、公的年金の給付水準の低下の影響を大きく受ける低所得者層や非正規雇用労働者、中小零細企業の労働者等が老後資金を十分確保できるような体制を構築していくことも重要である。そこで、諸外国で導入されている、雇用主の私的年金への拠出義務化、労働者の私的年金への加入義務化、私的年金に対する助成金制度等を参考に、低所得者層の資産形成を支援するための仕組み等の導入を検討することも考えられる。例えば、ドイツにおけるリースター年金のように、私的年金に加入し、一定の掛金を拠出した者に対して、政府が一定額を拠出するといった制度を導入すれば、低所得者層が私的年金に加入するインセンティブが高まると考えられる。なお、当面の措置として、前述した中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の拡充等も選択肢の1つとなろう。

また、個人金融資産の運用効率の改善や実体経済へのリスクマネーの供給の観点から、個人の「貯蓄から投資へ（貯蓄から資産形成へ）」の動きを一段と促進すべく、拠出額の一定割合をデフォルトでリスク資産に割り振る等、確定拠出年金におけるリスク資産への投資割合を高める仕組みを検討することも考えられる。もっとも、その場合でも、安全資産を選好する個人や、自身の運用スタイルに合わせた商品選択を望む個人の選択肢を狭めることがないように、デフォルトからのオプトアウトを許容すべきである。また、オプトアウト後には、個々人のライフスタイルやニーズに合わせた運用が行

えるよう、現行どおり、預金を含めた幅広い金融商品を選択することを可能とすることが重要である。

2. 非課税投資・貯蓄制度

- ・ 拋出時課税、運用時・給付時非課税で、柔軟に引出しが可能な非課税投資・貯蓄制度は、退職前に生じる個人の多様な資金ニーズへの備えに加え、実体経済へのリスクマネーの供給といった観点からも重要な仕組みであり、政府は、長期・安定的な資産形成支援制度を整備すべき。
- ・ とりわけ、現行のNISA制度については、既に幅広く普及していることから、現行と同様、利用者が一般NISA（2024年以降は新制度）については5年間、つみたてNISAについては20年間投資ができる仕組みを維持しつつ存続すべき。
- ・ また、一般NISA（2024年以降は新制度）とつみたてNISAを統合し、退職一時金や相続資金等の運用ニーズと長期的な積立投資ニーズの双方に対応可能な制度とすることを検討すべき。なお、その際には、非課税保有期間の設定による管理から、年間拋出限度額および総拋出限度額の設定による管理への見直し等、現行の制度設計に囚われない、国民の長期的な資産形成に資する制度設計とすべき。
- ・ 将来的には、個人の利便性や商品選択の自由度を一段と高める観点から、金融機関がNISA口座への年間拋出額や総拋出額を管理し、顧客のニーズに応じて、口座内における商品の入替え（スイッチング）を可能とすることを検討すべき。
- ・ その際には、個人の投資の選択肢を狭めることのないよう、多様な金融商品への投資を容認することも検討すべき。

私的年金制度は、その制度設計上、原則として中途引出しを想定していないものの、個人の資産形成を考えるうえでは、ライフステージに応じた、多様な資金ニーズへの対応も重要となる。拋出時課税・運用時非課税・給付時非課税（TEE型）で、柔軟に引出しが可能な非課税投資・貯蓄制度は、退職前に生じる個人の多様な資金ニーズに備えるための制度として、私的年金制度を補完する役割を果たすことが期待される。また、こうした非課税投資・貯蓄制度は、国民の預貯金から株式等のリスクマネーへとシフトさせることにも寄与するため、実体経済への成長資金の供給といった観点からも重要な

仕組みと考えられる。

以上を踏まえ、イギリスをはじめとする諸外国の制度も参考に、わが国においても、長期・安定的な資産形成支援制度を整備すべきである。

この点、現行のNISA制度は、導入当初は、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の軽減税率廃止に対する激変緩和措置という位置づけであったが、制度開始以降、様々な拡充が措置されてきた結果、国民の資産形成を支援・促進する制度として、国民に広く定着しつつある。そのため、現行と同様、利用者が一般NISA（2024年以降は新制度）については5年間、つみたてNISAについては20年間投資ができる仕組みを維持しつつ、制度を存続させるべきである。また、各種NISAの利用状況等も踏まえ、一般NISA（2024年以降は新制度）とつみたてNISAを統合し、退職一時金や相続資金等の一時的な運用ニーズおよび長期的な積立投資のニーズの双方に対応可能な制度とすることも検討すべきである。その際には、イギリスのISA等を参考に、非課税保有期間の設定による管理から、年間拠出限度額および総拠出限度額の設定による管理への見直し等、現行の制度設計に囚われない、国民の長期的な資産形成に資する制度設計とすべきである⁷⁵。

中長期的には、個人の利便性や商品選択の自由度を一段と高める観点から、現行の購入商品別の管理方法を改め、口座型の管理とすることも検討すべきである。具体的には、金融機関は顧客のNISA口座への年間拠出額や総拠出額を管理し、長期的に投資を行うなかで、ライフプランや環境の変化、老後の認知機能の低下等に伴い、顧客のリスク許容度や選好が変動しうるものであることも踏まえ、顧客のニーズ等に応じて、口座内における金融商品の入替え（スイッチング）を可能とすることを検討すべきである。

また、その際には、個人の投資の選択肢を狭めることのないよう、多様な金融商品への投資を容認することも検討すべきである。具体的には、株式や投資信託のみならず、預貯金等の元本確保型の商品や公社債等も投資対象に含めることが考えられる。

預貯金等の元本確保型の商品や公社債等も投資対象となった場合には、国民の資産形成促進という制度趣旨に鑑み、NISAにおけるリスク資産への投資が過度に抑制されないよう、拠出額の一定割合を安定的な運用が見込まれるリスク資産やライフサイクル型の金融商品に割り振る一方、個人の多様なニーズに応えられるようオプトアウトを認めるといった、私的年金における

⁷⁵ 一本化の考え方としては、例えば、年間拠出限度額（積立投資枠）および総拠出限度額を設定したうえで、一時的な拠出ニーズにも対応できるようにするため、積立投資枠とは別に、総拠出限度額の範囲内で一定金額の拠出を可能とする仕組みとすること等が考えられる。

提言と同様の仕組みを検討することも考えられる。

人生100年時代においては平均寿命の延伸に併せて資産寿命も延伸していく必要がある。老後においては、資産を取り崩しつつも、非課税投資・貯蓄制度を利用して資産運用を継続するニーズは高まると考えられる。金融機関には、ライフサイクル型の金融商品の充実や認知機能の低下などにも配慮した新たな金融商品の開発が期待される⁷⁶。

さらに、前述したように、認知機能が低下し適切な判断が難しくなった高齢者が過度にリスク資産への投資を行い、大きな損失を被ることなどがないよう、金融機関においては、適切な金融商品の提案や信託の活用など、顧客のニーズや状況に合わせた一層丁寧な対応を行うことも求められる。

なお、上記のような預貯金を含む総合的な非課税投資・貯蓄制度が整備された際には、預金のみ非課税貯蓄制度である、勤労者財産形成年金貯蓄や勤労者財産形成住宅貯蓄について、総合的な非課税投資・貯蓄制度への集約を含めて見直しを検討することが考えられる。

3. 金融所得税制

- ・政府は、税負担の垂直的公平性を確保する等の観点から、金融所得税率の引上げを検討する際には、増税対象とすべき高所得者層以外にとっても増税となる点や、金融市場に悪影響を与えるリスク等を踏まえ、十分な弊害防止措置を講じる等、慎重に議論すべき。
- ・利子所得を、金融所得課税の一体化に含むかどうかについては、納税者の利便性に配慮しつつ、納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度となるよう検討を行うべき。

人生100年時代においては、2. で述べた非課税投資・貯蓄制度以外の金融所得税制についても、資産寿命の延伸や老後における資産運用の重要性を意識した制度とする必要がある。

Ⅱでみたとおり、金融所得税率は、2013年末に上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する10%の軽減税率が廃止されたことを受けて、各種金融所得に対して、一律、20%が適用されている。こうした中、税負担の垂直的公平性を確保する等の観点から、金融所得税率を引き上げるべきとの議論がある。もっとも、金融所得税率の引上げは増税対象とすべき高所

⁷⁶ 認知機能が低下した高齢者への対応が今後の重要な課題になることに鑑み、このような商品に対して、税制上の優遇措置を設けることも考えられる。

得者層以外にとっても増税となるほか、金融市場に悪影響を与える恐れもあることから、慎重に議論すべきである。

以上を踏まえ、金融所得税率の引上げを実施する場合には、高所得者層以外の負担軽減や、金融市場への影響を最小限とするため、NISAやiDeCoをはじめとする資産形成支援制度を拡充するほか、引上げ後の税率の適用を金融所得、あるいは申告所得を一定金額以上稼得した個人に限定する等、十分な弊害防止措置を講じるべきである。

また、金融所得税制はこれまで一体化が進められてきており、2015年には債券・公社債投信も株式・株式投信と同様に、課税方式が申告分離課税となるとともに、損益通算が可能となった。一方、預貯金利子については依然として源泉分離課税となっており、損益通算も認められていない。

個人が自らの状況やリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにするとともに、金融資産に対する課税を簡素で分かりやすく、金融商品の選択にかかわらず中立的にするためには、預貯金利子を含む幅広い金融商品について、金融所得課税を一体化すべきと考えられる。

ただし、一体化に当たって利子所得を含める場合には、納税者の利便性に配慮しつつ、納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすべきである。

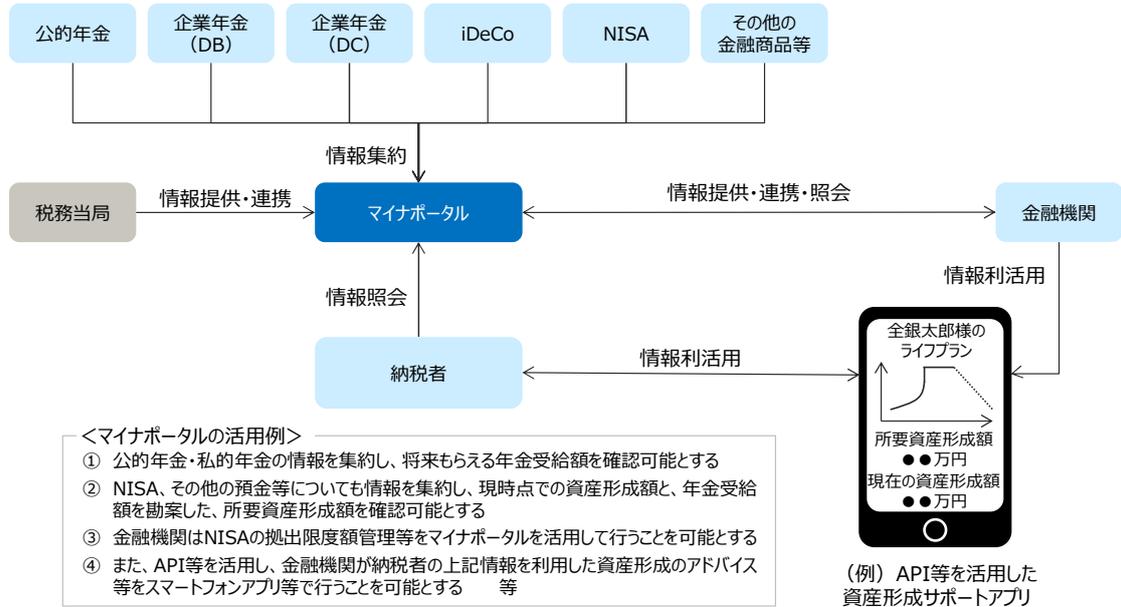
4. 納税環境の整備

- ・金融所得に係る納税を容易にする観点から、マイナンバーやマイナポータルを活用して金融所得を包括的に把握する仕組みの導入を検討すべき。

上記の提言の実現に向けて、納税環境の整備の観点からは、マイナンバーやマイナポータルの利活用が有用と考えられる。個人口座へのマイナンバーの付番促進に向けては、2016年1月1日以降、新規の特定口座開設時には金融機関に届け出ることが必須となっているほか、2018年1月1日からは、銀行口座への付番が任意で進められている。こうした付番が今後も進む前提で、政府が運用する、マイナンバーに関する情報利活用のプラットフォームであるマイナポータルを有効活用し、各金融機関から金融所得の情報を集約すれば、納税者が効率的に損益通算や税務申告を行うことが可能となるとともに、金融機関にとっても非課税限度額管理の負担軽減を実現することが可能となる。また、マイナポータルを活用して、国民が自身の将来における公的年金や私的年金の受取金額を確認することができるようになれば、自身が

望む老後生活に向けて必要となる資金からの過不足の把握も容易となり、国民の適切な資産形成に資するほか、老後における計画的な資産の取り崩しにもつながると考えられる。政府・税務当局は、上記の観点を踏まえ、マイナンバー活用の枠組みを構築していくべきである。

図表27：マイナポータルを活用イメージ



以 上

参考文献

(邦語文献)

- 企業年金連合会 (2019)、「企業年金の現況 (令和元年10月1日現在)」(参照日:2019年10月25日)
- 金融庁 (2012)、「平成25年度税制改正要望項目」、URL:<https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130129-2/02.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- (2017)、「家計金融資産の現状分析」(家計の安定的な資産形成に関する有識者会議第1回資料)、URL:<https://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryoku/20170203/03.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- (2018)、「事務局説明資料」(第17回金融審議会市場ワーキング・グループ資料)、URL:https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryoku/20181116/01.pdf (参照日:2019年11月6日)
- (2019a)、「平成28事務年度 金融レポート」、URL:<https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- (2019b)、「厚生労働省提出資料」(第21回金融審議会市場ワーキング・グループ資料)、URL:https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryoku/20190412/02.pdf (参照日:2019年11月8日)
- (2019c)、「家計の資産形成を支援する制度の在り方に関する調査研究報告書」、URL:<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20190930.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- 厚生労働省 (2006)、「ドイツにおける企業年金について」(企業年金研究会第2回資料)、URL:<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/11/dl/s1106-10a3.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- (2013)、「平成25年版労働経済の分析-構造変化の中での雇用・人材と働き方-」、URL:https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/13/dl/13-1-5_02.pdf (参照日:2019年10月25日)
- (2015)、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000076554.pdf>
- (2016)、「ドイツ公的年金の財政検証について」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/20160826Germany.pdf> (参照日:2019年10月25日)
- (2018a)、「平成30年版 労働経済の分析-働き方の多様化に応じた人材育成の在り方について-」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/wp/>

- [hakusyo/roudou/18/dl/18-1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/18/dl/gaiyou03.pdf) (参照日：2019年10月25日)
- (2018b)、「平成30年就労条件総合調査結果」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/18/dl/gaiyou03.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019a)、「年金制度改正の検討事項」(第15回社会保障審議会年金部会資料)URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000580825.pdf> (参照日：2020年1月30日)
- (2019b)、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019(令和元)年財政検証結果—」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000540199.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019c)、「非正規雇用の現状と課題」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000508253.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019d)、「独立行政法人労働政策研究・研修機構『雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)』」(「雇用類似の働き方に関する論点整理等に関する検討会第9回資料)、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000501194.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019e)、「拠出時・給付時の仕組みについて」(第8回社会保障審議会企業年金・個人年金部会参考資料)、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000555608.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019f)、「企業年金・個人年金制度の現状等について」(第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料)、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000481815.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2019g)、「厚生労働省 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/taishousha.html> (参照日：2019年10月25日)
- (2019h)、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf> (参照日：2019年12月25日)
- (2019i)、「財形貯蓄制度」、URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106564.html> (参照日：2019年10月25日)

- 国立社会保障・人口問題研究所（2017）、「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、URL:http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp
- 財務省（2019a）、「『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』の概要」、URL:https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/n12.htm（参照日：2019年10月25日）
- （2019b）、「金融・証券税制に関する資料」、URL:https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06.htm#a07（参照日：2019年10月25日）
- 政府税制調査会（2015a）、「説明資料〔相続税・贈与税〕」（2015年度第25回税制調査会資料）、URL:<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/27zen25kai.html>（参照日：2019年10月25日）
- （2015b）、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」、URL:<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/27zen28kai2.pdf>（参照日：2019年11月11日）
- （2018）、「参考資料〔個人所得課税〕」（2018年度第19回税制調査会資料）、URL:https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/_icsFiles/afieldfile/2018/10/22/30zen19kai4.pdf（参照日：2019年11月6日）
- （2019a）、「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）」、URL:<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai2.pdf>（参照日：2019年10月25日）
- （2019b）、「政府税制調査会海外調査報告（イギリス、フランス、ドイツ）」、URL:<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai4.pdf>（参照日：2019年10月25日）
- 総務省（1989）、「平成元年全国消費実態調査結果」、URL:<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000000000199&cycle=0&tclass1=000001009073&tclass2=000001009078>（参照日：2020年1月10日）
- （2004）「平成16年全国消費実態調査結果」、URL:<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000000640002&cycle=0&tclass1=000000640136&tclass2=000000640145&tclass3=000000640146>（参照日：2020年1月10日）
- （2014）、「平成26年全国消費実態調査」、URL:<https://www.stat.go.jp/data/keizai/26/>

- [go.jp/data/zensho/2014/kekka.html](http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/kekka.html) (参照日：2019年10月25日)
- (2018)、「労働力調査」、URL:<https://www.stat.go.jp/data/roudou/rireki/nen/ft/pdf/2018.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- 津田弘美 (2015)、「抛出建て年金制度の発展的活用に関する研究」、URL:https://ynu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=2847&item_no=1&attribute_id=20&file_no=1 (参照日：2019年10月25日)
- 内閣府 (2001)、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(骨太の方針)、URL:<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/honebuto/0626keizaizaisei-ho.html> (参照日：2019年10月25日)
- (2017)、「平成29年度年次経済財政報告—技術革新と働き方改革がもたらす新たな成長—」、URL:<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je17/pdf/p02013.pdf> (参照日：2019年10月25日)
- (2018a)、「日本経済2017-2018」、URL:https://www5.cao.go.jp/keizai3/2017/0118nk/pdf/n17_2_1.pdf (参照日：2019年10月25日)
- (2018b)、「規制改革実施計画」(2018年6月15日閣議決定)、URL:<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/180615/keikaku.pdf> (参照日：2019年10月15日)
- 日本認知症官民協議会 (2019)、「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループの設置趣旨について」、URL:https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/pdf/001_02_00.pdf (参照日：2019年12月13日)
- 労働政策研究・研修機構 (2018)、「データブック国際労働比較」、URL:<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2018/documents/Databook2018.pdf> (参照日：2019年10月25日)

(外国語文献)

- Australian Government , Department of Human Service Website、URL：<https://www.humanservices.gov.au/> (参照日：2019年11月6日)
- Australian Prudential Regulation Authority Website、URL:<https://www.apra.gov.au/> (参照日：2019年11月6日)
- Australian Securities & Investments Commission Website、URL:<https://www.moneysmart.gov.au/> (参照日：2019年11月6日)
- Australian Taxation Office Website、URL:<https://www.ato.gov.au/> (参照日：

2019年11月6日)

Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2018)、*“Statistik zur Riester-Förderung”*、URL:https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Weitere_Steuerthemen/Altersvorsorge/2018-11-14-Statistische-Auswertungen-Riester-Foerderung-bis-2017-pdf-Datei.pdf?__blob=publicationFile&v=1 (参照日：2019年10月25日)

Canada Revenue Agency Website、URL:<https://www.canada.ca/en/revenue-agency.html> (参照日：2019年11月6日)

Government of Canada Website、URL:<https://www.canada.ca/en.html> (参照日：2019年11月6日)

Investment Company Institute、URL:https://www.ici.org/401k/faqs/faqs_401k_basic (参照日：2019年11月6日)

Office of the Superintendent of Financial Institutions Website、URL：<http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/Pages/default.aspx> (参照日：2019年11月6日)

Parliament of Australia Website、URL:<https://www.aph.gov.au/> (参照日：2019年11月6日)

Statistics Canada Website、URL:<https://www.statcan.gc.ca/eng/start> (参照日：2019年11月6日)

The Association of Accounting Technicians (2018)、*“Time for change:a review of the Individual Savings Account(ISA) regime”*、URL:<https://www.aat.org.uk/prod/s3fs-public/assets/AAT-ISA-Working-Group-Time-change-review-ISA-regime.pdf> (参照日：2019年12月13日)

United Nations (2019)、*“World Population Prospects”*、URL:<https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/> (参照日：2019年10月25日)

【委員名簿】

(2020年3月現在)

本提言を取りまとめた金融調査研究会第2研究グループのメンバーは、以下のとおり。

座長	清水 啓典	一橋大学名誉教授
主査	井堀 利宏	政策研究大学院大学特別教授
委員	國枝 繁樹	中央大学法学部教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
研究員	折原 正訓	筑波大学システム情報系社会工学域助教
事務局	一般社団法人全国銀行協会企画部金融調査室	

金融調査研究会事務局

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル

一般社団法人全国銀行協会企画部金融調査室

電話 (03) 6262-6700 (代)